

大都市における行政課題への対応に関するWG 第1回

事務局提出資料

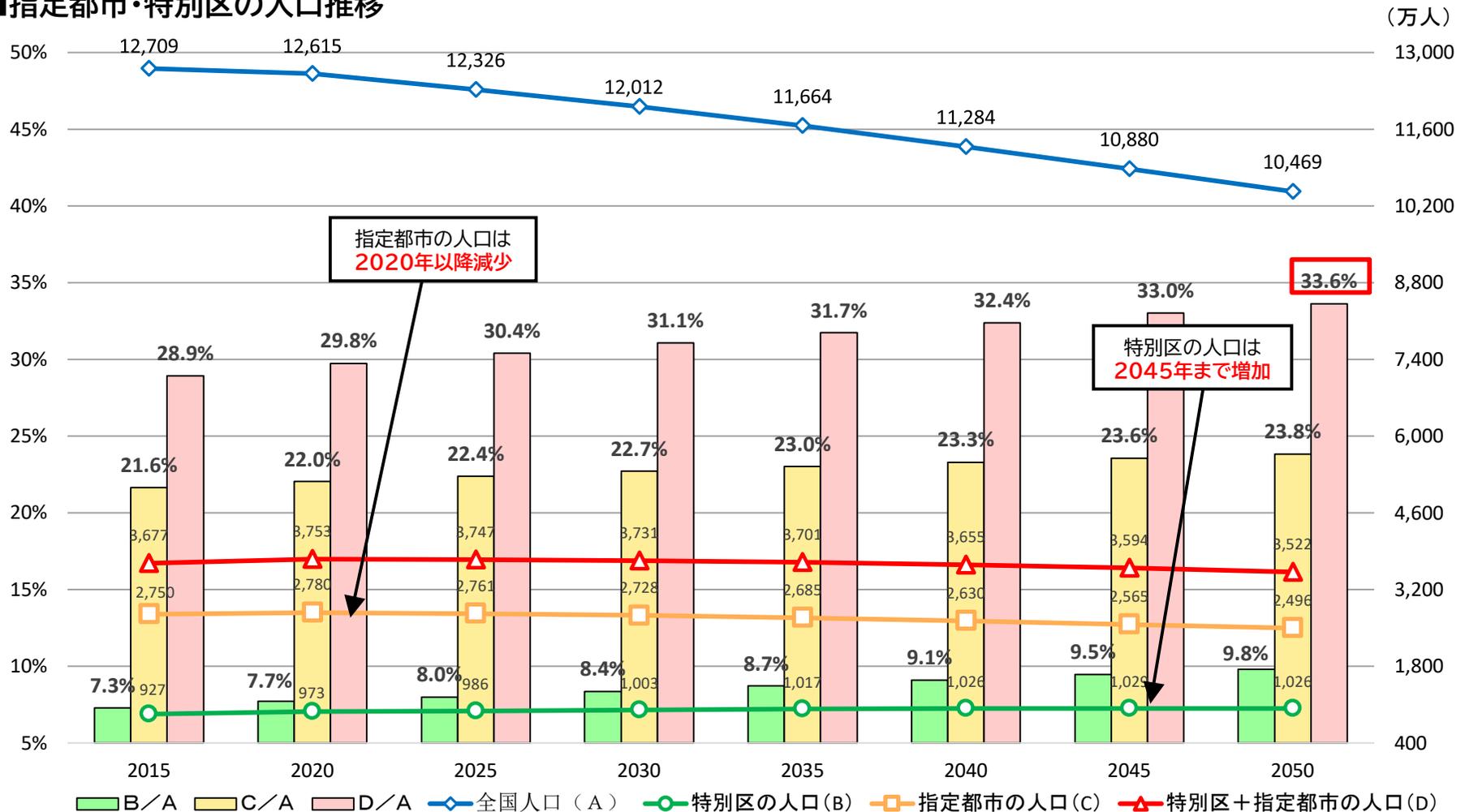
令和6年12月
総務省自治行政局

1. 大都市を取り巻く現状と課題について

将来の人口推計

- 全国的な人口減少が進む中、2023年時点の推計で、**特別区の人口は2045年頃までは増加傾向が続くが、指定都市の人口は今後減少**していくことが見込まれている。
- 他方、**指定都市・特別区の人口の全国に占める割合は、一貫して高まる**ことが予想されており、2050年には、**指定都市と特別区の合計で33.6%**となる見込み。

指定都市・特別区の人口推移

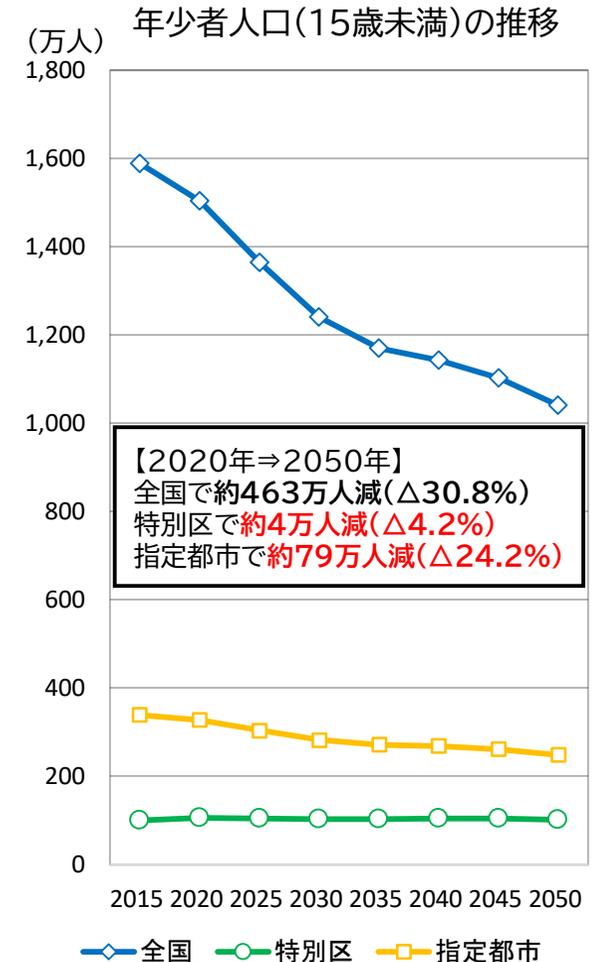
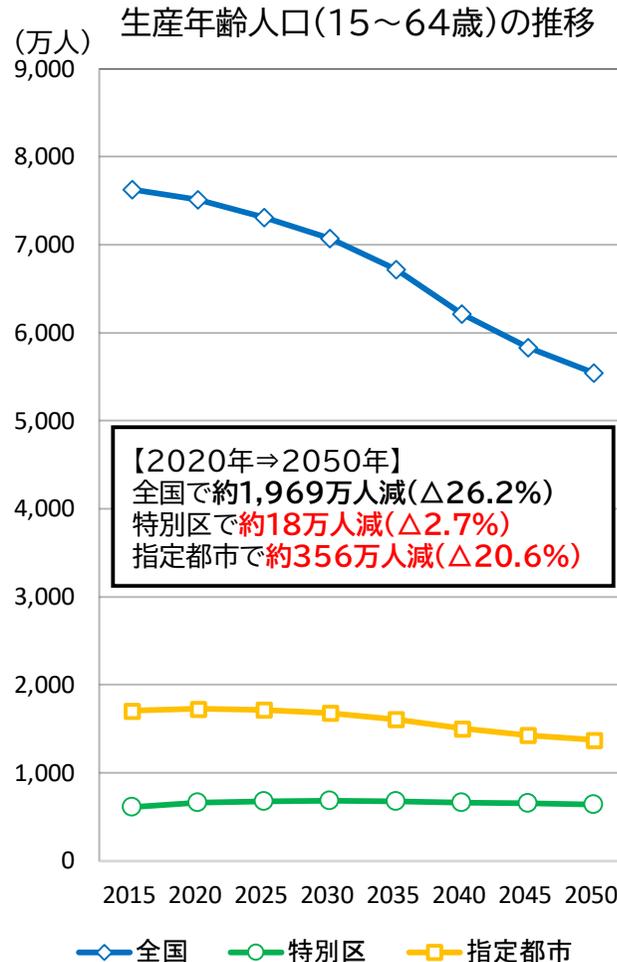
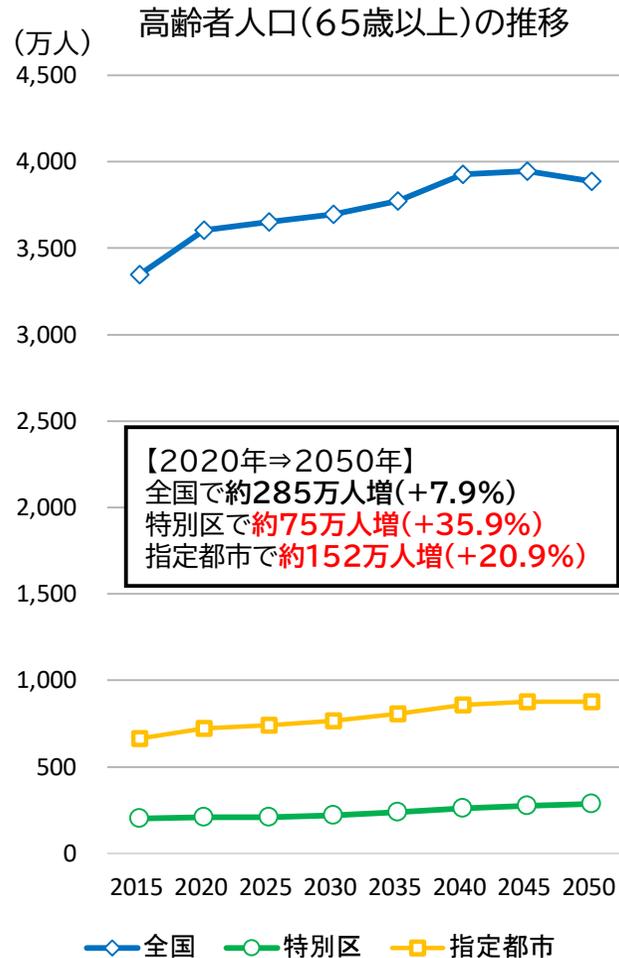


(備考)2015~2020は「国勢調査」(総務省統計局)、2025~2050は「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計 国立社会保障・人口問題研究所発表)より事務局作成

年齢区分別人口の推移

- 指定都市では、2020年から2050年にかけて、**高齢者人口が大幅に増加(約21%)**する一方、**生産年齢人口は約21%、年少者人口は約24%の大幅な減少**が見込まれている。
- 特別区では、2020年から2050年にかけて、**高齢者人口がより大幅に増加(約36%)**する一方、**生産年齢人口は約3%、年少者人口は約4%の減少**にとどまる見込みとなっている。

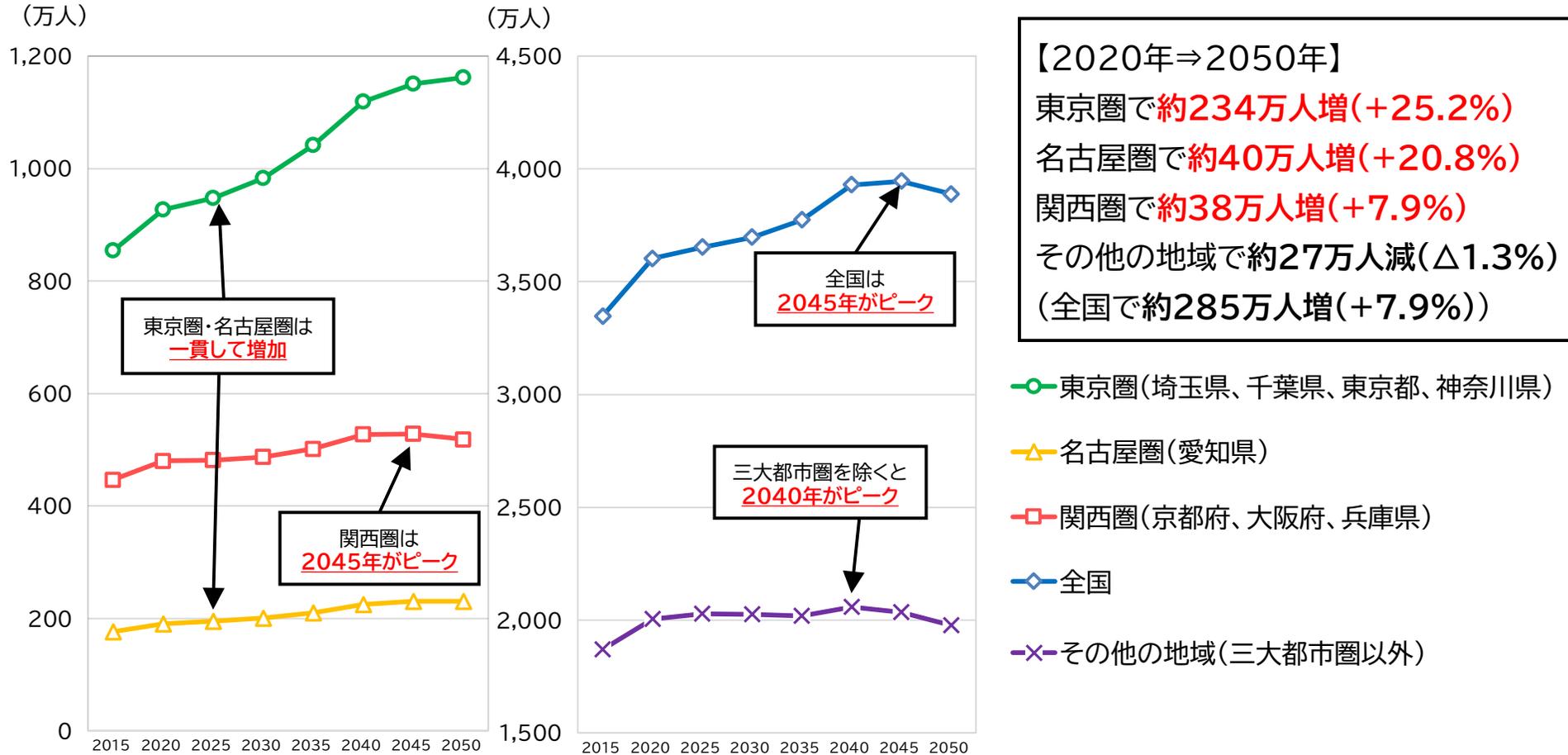
■指定都市・特別区の年齢区分別人口推移



圏域別の高齢者人口の推移

- 三大都市圏では、2020年から2050年にかけて、**高齢者人口の大幅な増加**が見込まれており、特に**東京圏(約25%)**と**名古屋圏(約21%)**でその割合が高くなっている。
- 三大都市圏を除くと、**高齢者人口は2040年をピークに減少**傾向となり、2020年から2050年にかけて、**わずかに減少(約1%)**する見込みとなっている。

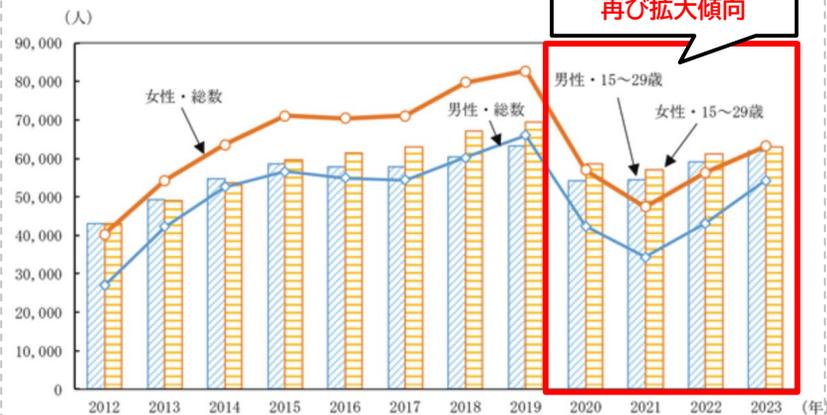
■三大都市圏とその他の地域の高齢者人口(65歳以上)の推移



指定都市・特別区における転出入の状況

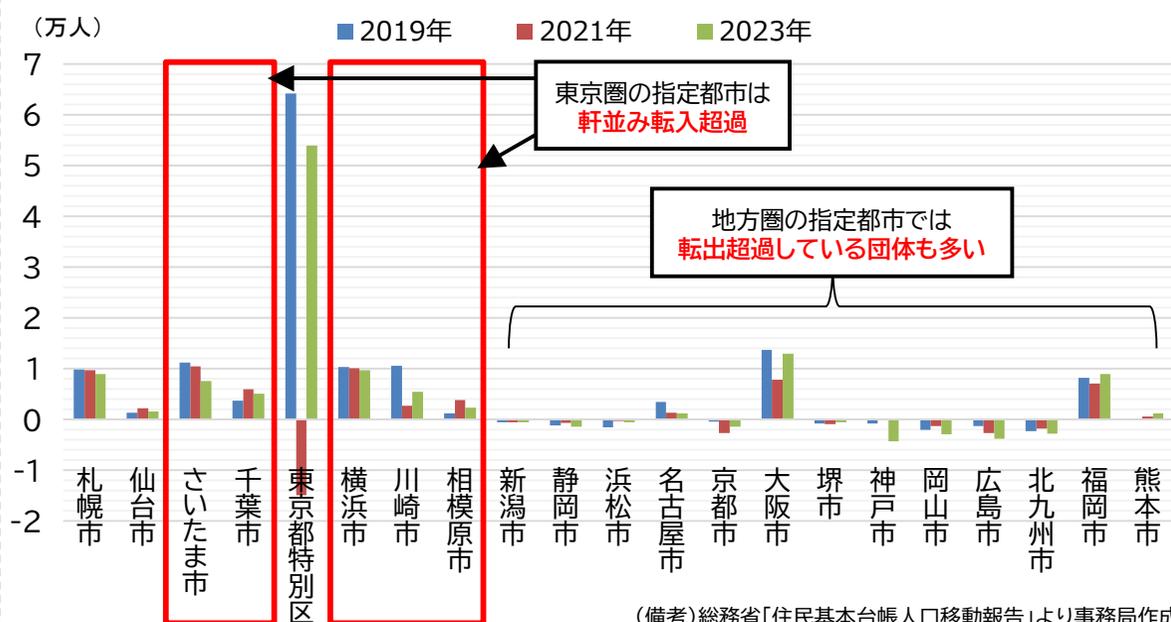
- 新型コロナで減少していた東京圏への人口流入は再び拡大傾向にあり、男女別では女性が多い。
- 東京圏の指定都市はいずれも転入超過となっている一方、地方圏の指定都市は転出超過となっている市も多い。
- 指定都市には圏域から人口が流入している一方、東京圏に対しては人口が流出する傾向が見られる。

東京圏への転入状況



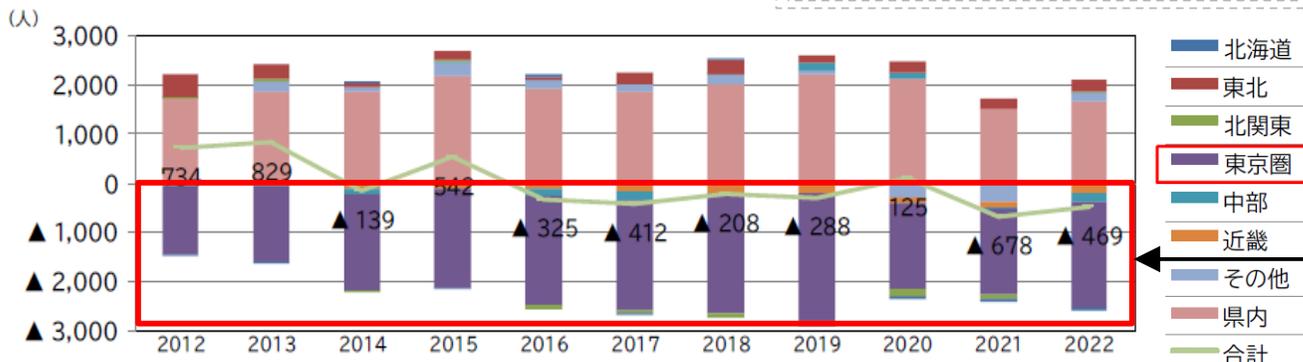
(備考)総務省「住民基本台帳人口移動報告」より内閣府作成
 ※1 東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指す
 ※2 2013年までは日本人のみ。2014年以降は日本人及び外国人
 ※3 2023年は1~9月の累積値

各指定都市・特別区の転出入数の推移



(備考)総務省「住民基本台帳人口移動報告」より事務局作成

新潟市の地域別転出入数の推移



(出典)新潟市ホームページ「新潟市の人口の現状について」

指定都市・特別区における年齢別の転出入の状況

- 指定都市・特別区の転出入の状況を年齢階級別に比較すると、年齢層によって大きな出入りが見られるケースとして以下のようなパターンがあった。
- 例えば、特別区では、**青年層(15歳～34歳)で大きく転入超過**している一方、**幼少年層(0歳～14歳)・壮年層(35歳～44歳)と高年層(65歳以上)で大きく転出超過**している状況となっている。

■特別区・指定都市における年齢階級別の転出入の状況(2023年)

※ 年齢階級別の人口に対する転出入超過数の割合が0.3%より大きい場合を「大きく転出(入)超過」と評価。

1. 青年層で大きく**転入超過**、幼少年層・壮年層及び高年層で大きく**転出超過** (東京都特別区) (単位:人)

	0歳～14歳	15歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	総数
東京都特別区	▲10,564	70,904	26,586	▲9,636	▲5,932	▲7,613	▲9,846	53,899

2. 青年層で大きく**転入超過**、幼少年層・壮年層で大きく**転出超過** (川崎市、名古屋市、大阪市)

	0歳～14歳	15歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	総数
大阪市	▲3,331	13,852	3,211	▲1,397	439	66	125	12,966

3. 青年層で大きく**転入超過**、幼少年層・壮年層でも大きく**転入超過** (さいたま市、千葉市)

	0歳～14歳	15歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	総数
千葉市	340	2,084	949	793	348	128	446	5,088

4. 青年層で大きく**転入超過** (札幌市、仙台市、横浜市、相模原市、福岡市)

	0歳～14歳	15歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	総数
福岡市	260	6,139	875	432	379	104	722	8,911

5. 青年層で大きく**転出超過** (新潟市、静岡市、浜松市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市)

	0歳～14歳	15歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	総数
岡山市	▲577	▲794	▲1,337	▲298	▲126	65	155	▲2,912

(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに事務局作成。補正により、各項目の合計値は総数と一致しない場合がある。

都道府県における指定都市・特別区への人口の集中状況

○ 都道府県に占める各指定都市・特別区の人口シェアは、5割を超える市(京都市)があるなど、**軒並み高い水準**にあるが、その**集中度合は一層高まる傾向**にある。

■都道府県に占める指定都市・特別区の人口シェア(令和2(2020)年)

都道府県	(A)	指定都市・特別区	(B)	都道府県に占めるシェア (B)/(A)	【参考】(H22国調) 都道府県に占めるシェア (B)/(A)
	(A)				
北海道	5,224,614	札幌市	1,973,395	37.8	34.8
宮城県	2,301,996	仙台市	1,096,704	47.6	44.5
埼玉県	7,344,765	さいたま市	1,324,025	18.0	17.0
千葉県	6,284,480	千葉市	974,951	15.5	15.5
東京都	14,047,594	特別区	9,733,276	69.3	68.0
神奈川県	9,237,337	横浜市	3,777,491	40.9	40.8
		川崎市	1,538,262	16.7	15.8
		相模原市	725,493	7.9	7.9
		小計	6,041,246	65.4	64.5
新潟県	2,201,272	新潟市	789,275	35.9	34.2
静岡県	3,633,202	静岡市	693,389	19.1	19.0
		浜松市	790,718	21.8	21.3
		小計	1,484,107	40.8	40.3
愛知県	7,542,415	名古屋市	2,332,176	30.9	30.5
京都府	2,578,087	京都市	1,463,723	56.8	55.9
大阪府	8,837,685	大阪市	2,752,412	31.1	30.1
		堺市	826,161	9.3	9.5
		小計	3,578,573	40.5	39.6
兵庫県	5,465,002	神戸市	1,525,152	27.9	27.6
岡山県	1,888,432	岡山市	724,691	38.4	36.5
広島県	2,799,702	広島市	1,200,754	42.9	41.0
福岡県	5,135,214	北九州市	939,029	18.3	19.3
		福岡市	1,612,392	31.4	28.9
		小計	2,551,421	49.7	48.1
熊本県	1,738,301	熊本市	738,865	42.5	40.4

東京都、神奈川県は、特別区・指定都市の人口シェアが6割超

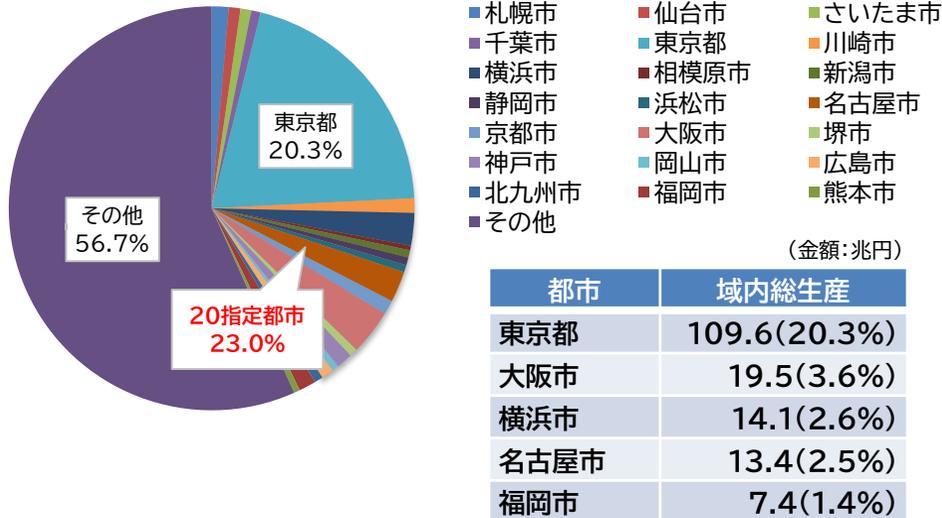
10年前に比べシェアが低くなっている市は2団体のみ

(備考)総務省統計局「令和2年国勢調査」より事務局作成

指定都市・特別区における経済活動の状況

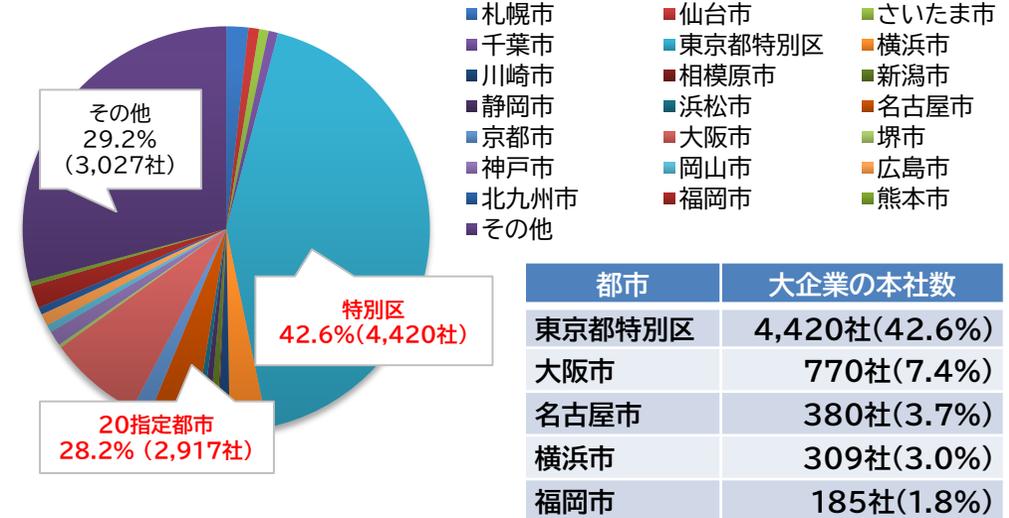
○ 指定都市・特別区は、**国土の約3.4%**の面積に、**総人口の約29%**の人口を有しており、**国内総生産(GDP)の約40%**を占めるとともに、**大企業の本社の約71%(特別区に約43%)**が所在している。

国内総生産に占める割合



(備考)大都市比較統計年表(令和4年版)、令和4年度国民経済計算年次推計より事務局作成
 ※1 指定都市のうち、さいたま市は、令和2年度埼玉県市町村民経済計算、相模原市は、平成25年度市民経済計算の試算について、静岡市は、令和2年度静岡県地域経済計算、熊本市は、令和3年度市町村民経済計算のデータを用いている。
 ※2 東京都は特別区のみデータのデータが確認できなかったが、経済センサスの従業者数を基に特別区内の総生産を都内総生産の約83%と推計したものがあり(平成26年特別区長会)、この試算に基づけば**特別区+20指定都市の合計は国内総生産の約40%**となる。

大企業の本社数



(備考)中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数(民営、非一時産業、2021年)より事務局作成
 ※ 大企業:中小企業に該当しない企業
 参考:中小企業の主な定義
 ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種:資本金3億円以下又は従業者規模300人以下
 イ 卸売業:資本金1億円以下又は従業者規模100人以下
 ウ サービス業:資本金5000万円以下又は従業者規模100人以下
 エ 小売業:資本金5000万円以下又は従業者規模50人以下

【参考】指定都市・特別区の面積・人口

	指定都市及び特別区			全国
	うち指定都市	うち特別区		
面積(km ²)	12639.96	12012.45	627.51	377,974.71
全国比	3.3%	3.2%	0.2%	100.0%
人口(人)	36,208,309	26,475,033	9,733,276	126,146,099
全国比	28.7%	21.0%	7.7%	100.0%

(備考)国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「令和2年国勢調査」より事務局作成

三大都市圏をとりまく現状と課題(介護・福祉)

- 東京圏では、介護保険の第1号被保険者数に対して**老人福祉施設の定員数が少ない**傾向にある。また、**介護施設の域外利用率が大きく増加**している。
- 三大都市圏では、**必要となる介護職員数が不足**する見込みであり、東京都では、**独自の人材確保事業を実施**。

■第1号被保険者数に対する老人福祉施設定員数

	第1号被保険者数(A)	老人福祉施設定員数(B)	(B)/(A) %
神奈川県	2,341,430	3,517	1.50
沖縄県	344,101	700	2.03
東京都	3,150,445	7,765	2.46
埼玉県	1,972,564	5,596	2.84
滋賀県	375,981	1,116	2.97
全国	35,845,134	157,211	4.39

(出典)第1号被保険者数：厚生労働省 令和4年度介護保険事業報告(年報)
老人福祉施設定員数：厚生労働省 令和4年社会福祉施設等調査

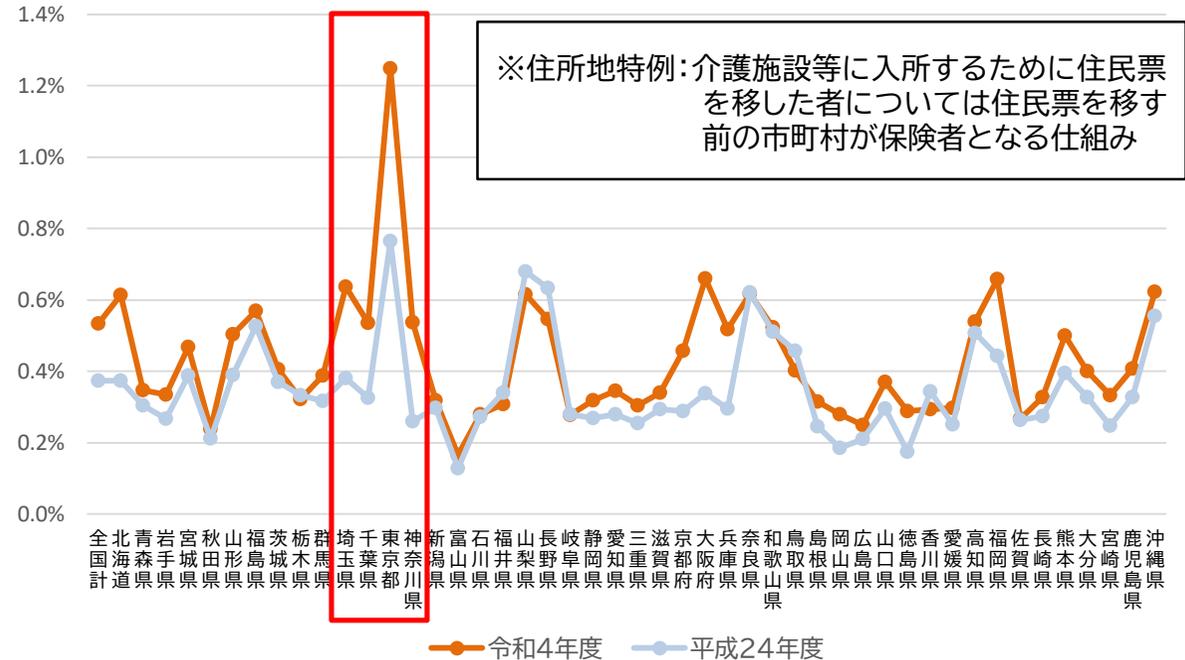
■令和8年度の介護職員の必要数

単位：人

	令和4年度の介護職員数(A)	令和8年度の必要数(B)	(B)-(A)
東京都	181,690	212,525	30,835
神奈川県	145,016	168,664	23,648
愛知県	104,845	128,461	23,616
埼玉県	98,861	121,799	22,938
大阪府	193,974	215,481	21,507
島根県	17,077	17,688	611
山形県	20,856	21,394	538
広島県	53,239	53,732	493
和歌山県	23,992	24,320	328
福井県	13,693	12,349	▲1,344

(備考)厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)」より事務局作成

■第1号被保険者数に占める住所地特例被保険者数



(備考)厚生労働省「令和4年度介護保険事業報告」、「平成24年度介護保険事業報告」より事務局作成

■東京都独自の介護職員確保施策

- ・ 東京都は、令和6年度から、**介護業界からの人材流出に歯止めをかけることを目的**に、居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とした**介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業(月額1万円(勤続5年目までの介護職員には1万円を加算))**を開始。

三大都市圏をとりまく現状と課題(子育て)

- **保育所等の待機児童数は全国的に改善傾向**にあり、定員充足率も低減傾向にあるが、**東京圏・関西圏では定員充足率が依然高い水準**にある。
- 小学生が利用する**放課後児童クラブ**では、**待機児童数は増加傾向**にあり、令和5年5月時点で**45.7%が東京圏に集中**している。

■ 保育所等の待機児童数・利用定員充足率

	令和4年4月		令和5年4月		令和6年4月	
	待機児童数 (全国比)	定員充足率	待機児童数 (全国比)	定員充足率	待機児童数 (全国比)	定員充足率
埼玉県	296 (10.1%)	92.0%	347 (12.9%)	92.2%	241 (9.4%)	92.5%
千葉県	250 (8.5%)	89.1%	140 (5.2%)	89.4%	83 (3.2%)	90.2%
東京都	300 (10.2%)	90.5%	286 (10.7%)	90.2%	361 (14.1%)	90.4%
神奈川県	220 (7.5%)	96.0%	222 (8.3%)	96.1%	188 (7.3%)	96.3%
京都府	17 (0.6%)	92.2%	19 (0.7%)	91.3%	14 (0.5%)	90.1%
大阪府	134 (4.6%)	95.5%	147 (5.5%)	94.9%	111 (4.3%)	95.2%
兵庫県	311 (10.6%)	96.5%	241 (9.0%)	95.2%	256 (10.0%)	95.2%
全国	2,944 (100.0%)	89.7%	2,680 (100.0%)	89.1%	2,567 (100.0%)	88.8%

(出典)こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」

■ 放課後児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)

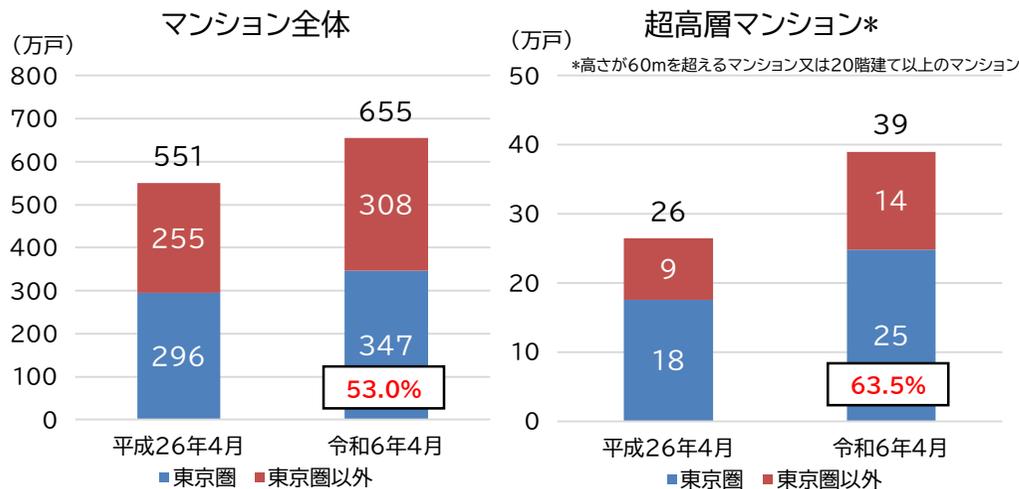
	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月
	待機児童数 (全国比)	待機児童数 (全国比)	待機児童数 (全国比)
埼玉県	1,554 (10.2%)	1,881 (11.6%)	待機児童の 45.7%が 1都3県に集中
千葉県	1,179 (7.8%)	1,227 (7.5%)	
東京都	3,465 (22.8%)	3,524 (21.7%)	
神奈川県	585 (3.9%)	813 (5.0%)	
京都府	18 (0.1%)	66 (0.4%)	速報値であり 都道府県別の 数値は非公表
大阪府	534 (3.5%)	472 (2.9%)	
兵庫県	1,015 (6.7%)	992 (6.1%)	
全国	15,180 (100.0%)	16,276 (100.0%)	18,462

(出典)こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

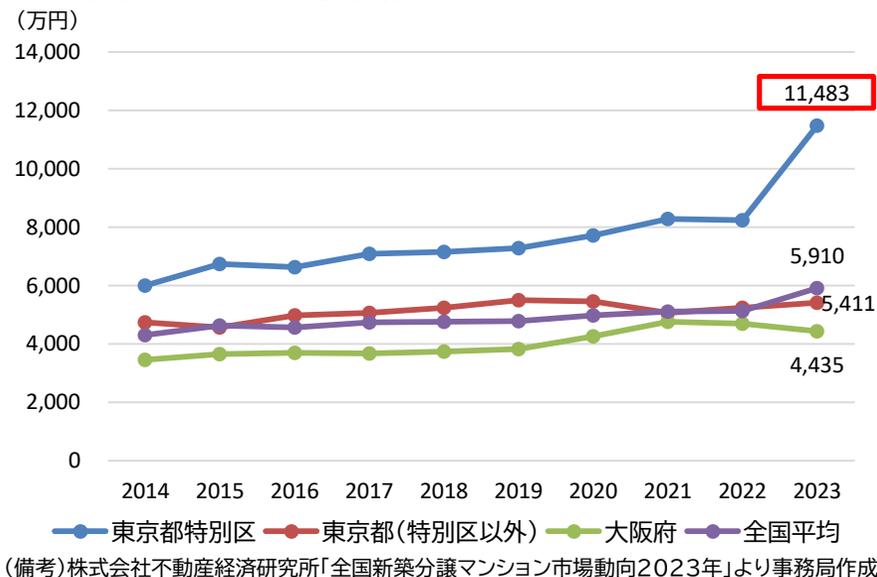
三大都市圏をとりまく現状と課題(住宅)

- マンションのストック戸数は全国的に増加傾向にあるが、その多くは東京圏に立地しており(超高層マンションはその傾向がより強い)、特別区のマンション価格は、突出して高い状況にある。
- 他方、東京圏や関西圏は空き家戸数も多く、増加傾向にあるが、その多くを共同住宅が占めている。

■マンションストック戸数の推移

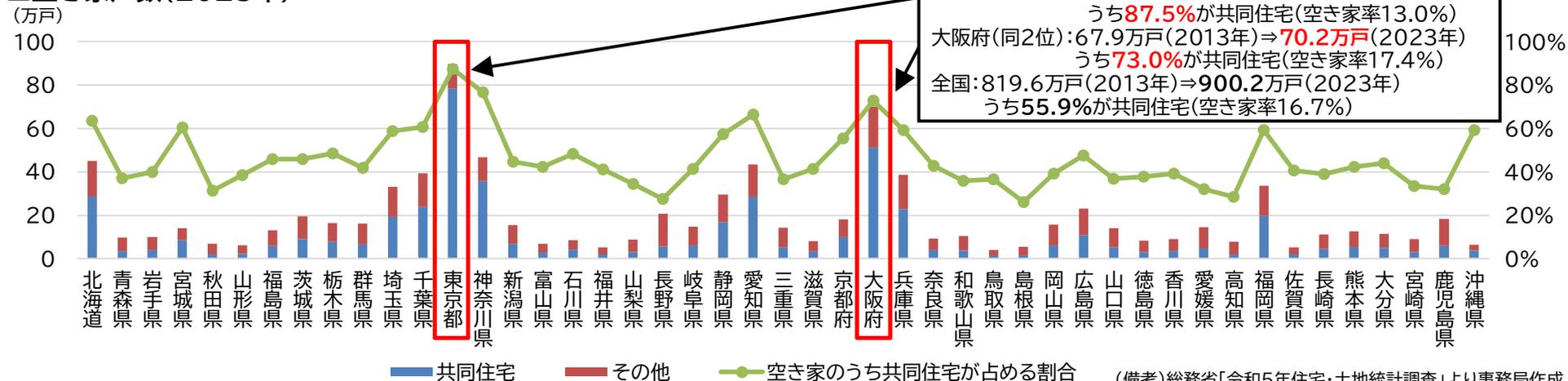


■新築分譲マンション価格推移



※マンション管理業協会各社の管理受託戸数 ※東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指す (備考)一般社団法人マンション管理業協会ホームページ「マンション管理受託動向調査結果概要」より事務局作成

■空き家戸数(2023年)



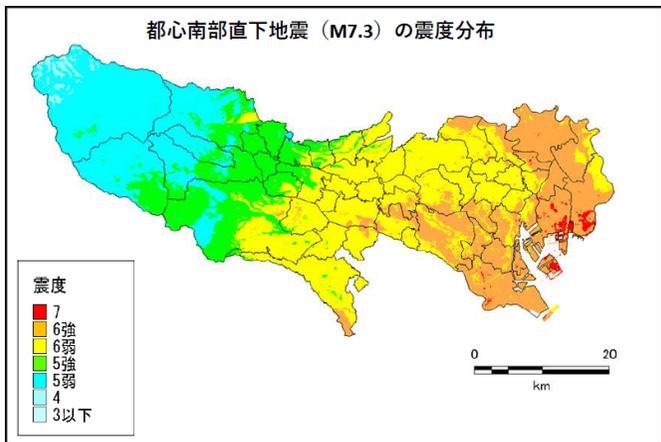
三大都市圏をとりまく現状と課題(防災)

【東京圏における災害リスク】

- 東京都では、**総人口の約94%**が、地震、洪水等の**災害リスクエリア内に居住**しており、首都直下地震では、**避難者は発災4～7日後に約299万人、建物被害は約19万棟**に生じるものと想定。
- 首都直下地震により東京圏で特に課題になると想定されるものとして、人口構造や都市構造を踏まえ、**増加が見込まれる要配慮者(高齢者、外国人)への対応、応急対応時の担い手(看護師、介護士、技術系職員)不足、高層建築物(30階以上)の増加に対する在宅避難対策等、ライフライン・インフラ機能の確保**などが指摘されている。

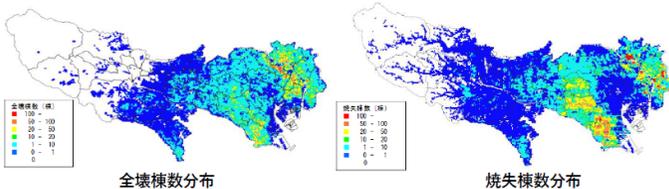
東京における被害想定 (都心南部直下地震)

- 都内で最大規模の被害が想定される地震で、震度6強以上の範囲は区部の約6割に広がる。
- 建物被害は**194,431棟**、死者は**6,148人**と想定



冬・夕方 (風速 8 m/s)

物的被害	要因別	被害数	単位
建物被害	建物被害	194,431 (304,300)	棟
	揺れ等	82,199 (116,224)	棟
	火災	112,232 (188,076)	棟
人的被害	死者	6,148 (9,641)	人
	揺れ等	3,666 (5,561)	人
	火災	2,482 (4,081)	人
	負傷者	93,435 (147,611)	人
避難者	揺れ等	83,489 (129,902)	人
	火災	9,947 (17,709)	人
避難者		約299万 (約339万)	人
帰宅困難者		約453万 (約517万)	人



※ ()は前回想定(東京湾北部地震)の被害量
 ※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要
 ※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある
 ※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

(備考)東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日公表)を一部加工

東京都の災害影響人口

対象災害	洪水	土砂災害	地震※	災害リスクエリア
リスクエリア内人口(2015)	398万人 (29.5%)	11万人 (0.9%)	1,261万人 (93.3%)	1,268万人 (93.8%)

(備考)「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」第3回(令和6年7月19日公表)資料より作成
 ※30年間で震度6弱以上となる確率が26%以上となるエリア

【首都直下地震対策検討WG 第3回(令和6年7月19日)資料より抜粋】

- 首都直下地震により東京圏で特に課題となると想定されるのは、次のとおり。

<人口構造>

- ✓ 揺れ、液状化影響の高い軟弱地盤である地域等への居住
- ✓ 今後も増加が見込まれる要配慮者(高齢者、外国人)への対応
- ✓ 応急対応時の担い手不足(看護師、介護士、技術系職員の不足)
- ✓ 停電・断水等を余儀なくされた高層マンションでの避難生活
- ✓ 職住分離等により居住地に残した児童等の生活サポート

<都市構造>

- ✓ 密集市街地や液状化リスクの高い土地における膨大な住宅等への対応
- ✓ 高層建築物(30階以上)の増加に対する在宅避難対策等
- ✓ 災害応急対策の土台となる緊急輸送道路等の機能確保
- ✓ 社会基盤や生活基盤の土台となるライフライン・インフラ機能の確保

2. 大都市に関する制度及び広域的な取組について

指定都市等に関する制度の沿革(地方自治法制定以降)

年月		関連制度	指定都市の事務配分の特例	指定都市(追加年)
1947年	S22	特別市制度の創設 (自治法§264等)		
1956年	S31	指定都市制度の創設(特別市制度廃止) (自治法§252の19等)	〈現行〉 ①児童福祉に関する事務 ②民生委員に関する事務 ③身体障害者の福祉に関する事務 ④生活保護に関する事務 ⑤行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 ⑥社会福祉事業に関する事務 ⑦知的障害者の福祉に関する事務 ⑧母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務 ⑨老人福祉に関する事務 ⑩母子保健に関する事務 ⑪介護保険に関する事務 ⑫障害者の自立支援に関する事務 ⑬生活困窮者の自立支援に関する事務 ⑭食品衛生に関する事務 ⑮医療に関する事務 ⑯精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 ⑰結核の予防に関する事務 ⑱難病の患者に対する医療等に関する事務 ⑲土地区画整理事業に関する事務 ⑳屋外広告物の規制に関する事務 ※下線は指定都市制度創設以降に事務権限の特例の対象となった事務	横浜市、名古屋市、京都市、 大阪市、神戸市(S31) 北九州市(S38)
1965年	S40	地方行政連絡会議法の制定		札幌市、川崎市、福岡市 (S47)
1995年	H7	中核市制度の創設(自治法§252の22等)		広島市(S55) 仙台市(H元) 千葉市(H4)
2000年	H12	特例市制度の創設(自治法§252の26の3等)		さいたま市(H15) 静岡市(H17) 堺市(H18) 浜松市、新潟市(H19) 岡山市(H21) 相模原市(H22) 熊本市(H24)
2004年	H16	区地域協議会制度(自治法§252の20等)の創設		
2012年	H24	大都市地域における特別区の設置に関する法律の制定		
2014年	H26	総合区制度(自治法§252の20の2)及び指定都市都道府県調整会議(自治法§252の21の2等)の創設 中核市制度と特例市制度を統合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 累次の分権一括法や個別法の改正により、指定都市への権限移譲は進展 </div>	

指定都市制度の概要

1 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、**政令で指定される人口50万以上の市**をいう。

政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。

2 指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上**その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱い**をされている。

指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、(1) 事務配分、(2) 関与、(3) 行政組織、(4) 財政の各面において他の一般市とは異なる特例が定められている。

特例	趣旨	内容
(1)事務配分	指定都市と道府県との二重行政の解消を図る	<ul style="list-style-type: none">厚生、衛生、都市建設など都市行政の各部門において道府県が処理する事務は原則として大都市の事務とする。一方、広域的・統一的処理を必要とする事務については道府県に留保する。
(2)関与	国・道府県の二重監督を回避し、指定都市による自主的な行政執行を図る	<ul style="list-style-type: none">大都市が事務を処理するに当たって、道府県知事等の許認可等の関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要するものとする。一方、一般市町村と同じ立場で事務を処理する場合や、地方自治法に基づく是正の要求等については、知事の関与を受ける。
(3)行政組織	大都市における住民に身近な行政の円滑な処理や住民の意思の行政運営への反映を図る	<ul style="list-style-type: none">市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置し、区長、区会計管理者、区選挙管理委員会等を置く。一方、区長の公選・区議会の設置は行わない。
(4)税財政	大都市にふさわしい行政需要を賄う財源の確保を図る	<ul style="list-style-type: none">大都市に生じる特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の譲与額や個人住民税所得割の税率等の特例を設けている。一方、大都市で生ずる地方税収は道府県の税収にもなり、主に大都市以外の地域に対する歳出の財源として再配分される。

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場（平成26年改正地方自治法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの）

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。

→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・他の執行機関の代表者
- ・職員
- ・議会を代表する者として議会が選任した者
- ・学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求める申出が可能

総務大臣の勧告
（指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く）

指定都市と都道府県との協議・調整

○ 「指定都市都道府県調整会議」は、**11市で開催実績**があるが、現時点で、**定例的に開催しているのは一部の団体**にとどまっている。

■指定都市都道府県調整会議の開催状況（平成28年4月1日～令和6年11月30日）

	開催状況		開催状況
仙台市	〈開催回数〉2回 〈直近開催日〉 R2.1.31 〈主な議題〉・県と市の連携 ・県有施設等の再編	横浜市	〈開催回数〉2回 〈直近開催日〉 R2.11.16 〈主な議題〉・大都市行政 ・県市の協議連携
川崎市	〈開催回数〉1回 〈開催日〉 R2.11.16 〈主な議題〉・大都市行政	新潟市	〈開催回数〉5回 〈直近開催日〉 R1.8.7 〈主な議題〉・調整会議の運営方法及び今後の方向性 ・県と新潟市の課題整理 ・新潟市の都市機能向上に向けた取組 ・新潟都心の都市デザイン ・二重行政等の各テーマ 等
名古屋市	〈開催回数〉2回 〈直近開催日〉 H28.8.30 〈主な議題〉・調整会議運営要領 ・県と市の連携事業	京都市	〈開催回数〉11回 〈直近開催日〉 R6.11.7 〈主な議題〉・府市施設の連携強化 ・災害対策 ・産業、観光施策の連携強化 ・文化庁機能拡大と文化政策 ・次世代育成・医療・福祉 ・京都都市圏ネットワークの充実 ・子育て支援の充実 ・府民・市民の視点に立った効率的・効果的な行政運営 等
大阪市	〈開催回数〉31回 〈直近開催日〉 R6.9.13 〈主な議題〉・府立大学・市立大学の統合 ・大都市制度(総合区・特別区) ・改革評価 ・副首都実現に向けた都市機能の強化 ・大阪臨海部の戦略 ・府市一体化・広域一元化に向けた条例案 ・事務委託に係る規約・内部組織の共同設置 ・副首都ビジョンの改定 等	神戸市	〈開催回数〉8回 〈直近開催日〉 R5.12.25 〈主な議題〉・都市の魅力づくり ・インバウンド拡大に向けた取組 ・行政サービスの更なる改善 ・防災対策の推進 ・交通インフラの整備 ・次世代成長産業の創出支援 ・県管理の河川の管理権限移譲 ・基幹道路の整備促進 等
岡山市	〈開催回数〉5回 〈直近開催日〉 R3.11.19 〈主な議題〉・空路利用の促進 ・日本遺産の申請 ・道路交通基盤整備の推進 ・岡山芸術交流の開催 ・東京五輪の事前キャンプ誘致 ・平成30年7月豪雨災害 ・治水対策に係る連携 ・岡山県と岡山市の役割分担のあり方 等	広島市	〈開催回数〉8回 〈直近開催日〉 R3.2.15 〈主な議題〉・オバマ大統領訪問に係る今後の取組 ・救急医療体制の整備 ・平成30年7月豪雨災害からの復興への対応 ・ひろしま都心活性化プランの推進 ・広島港宇品地区のクルーズ受入機能の強化及び周辺エリアの賑わい創出 ・公営住宅における県市の連携強化の検討 等
熊本市	〈開催回数〉6回 〈直近開催日〉 R6.8.19 〈主な議題〉・文化・芸術にかかる行政の連携 ・被災者の住まいの再建 ・熊本都市圏における高規格道路の整備 ・アフターコロナにおける経済回復に向けた観光分野の連携 ・半導体産業集積強化 ・国際スポーツ大会に係る連携強化 等	※開催実績なし：札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、北九州市、福岡市（9市）	

（出典）「令和5年度指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果」及び各団体のホームページをもとに作成

都区制度の沿革

昭和18年 東京都制施行

- 東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置
- 東京都の機能は、従来の府・市の機能を合わせたもの
- 都長官(官吏)が都を統括
- 区には、条例・規則制定権、課税権、起債権なし
- 区長は、官吏

昭和21年 東京都制改正

- 都長官・区長は公選
- 区に、条例・規則制定権、都条例による区税の課税権、起債権を付与

昭和22年 地方自治法制定

- 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け
- 特別区に、原則として市に関する規定を適用

昭和27年 地方自治法改正

- 特別区を都の内部的団体に位置付け(都が基礎的な地方公共団体)
- 区長公選制を廃止(区議会が都知事の同意を得て選任)

昭和39年 地方自治法改正

- 都の福祉事務所等を特別区へ移管
- 特別区に、地方税法上の課税権を付与

昭和49年 地方自治法改正

- 区長公選制を復活
- 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管 等

平成10年 地方自治法改正 (平成12年4月1日施行)

- 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理
- 都から特別区への事務の移譲(一般廃棄物の収集・運搬・処分等)
- 都知事から特別区長への事務委任の義務付け、都知事の指揮監督の規定の廃止
- 都区財政調整制度の改正(調整財源の法定化、都の総額補填の廃止等) 等

都区制度の概要

1. 制度の趣旨

- 都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、**人口の高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保**の観点から、当該区域を通じて、**都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理することとするものである。**

2. 事務配分の特例

- 都は、都道府県が処理する事務のほか、特別区に関する連絡調整に関する事務、**市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理**する。

(都が処理する主な事務)

- ・上水道の整備、管理運営
- ・公共下水道の整備・管理運営
- ・都市計画の決定(用途地域、上下水道、電気ガス供給施設、市場、と畜場等に関するもの)
- ・消防に関する事務
- ※ H28児童福祉法改正で政令で定める特別区に児童相談所設置が移譲

3. 都区財政調整

- 都は、**都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化**を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、**固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額と法人事業税交付金相当額の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付**する。

4. 地方税の特例

- 都は、特別区の存する区域において、**固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税**を課するものとし、法定外普通税、**事業所税、都市計画税**、法定外目的税を課することができる。(地方税法第734条、第735条)

大都市地域における各種制度の比較

	旧特別市 (昭和31年改正前の地方自治法)	指定都市 (地方自治法)	特別区 (地方自治法)	特別区 (大都市地域特別区設置法)
対象区域	法律で指定する人口50万以上の市 (旧法265②) ※指定が行われないまま制度廃止	政令で指定する人口50万以上の市 (法252の19①)	都の区(法281①)	①人口200万以上の指定都市 ②指定都市及び隣接する市町村で 総人口が200万以上(法2①)
設置手続	法律で指定	政令で指定	—	・特別区設置協議会の設置(法4) ・特別区設置協定書案の作成、総務大臣への協議・報告(法5) ・特別区設置協定書の関係市町村・道府県の議会の承認(法6) ・特別区の設置の申請(法8) ・総務大臣による特別区の設置の処分・告示(法9)
住民投票	関係都道府県の選挙人の投票	なし	なし	関係市町村の選挙人の投票
事務配分	・市が処理する事務に加えて、 都道府県が処理する事務も処理。	・厚生、衛生、都市建設など都市行政の各部門において道府県が処理する事務は原則として大都市の事務とする。 ・一方、広域的・統一的処理を必要とする事務については道府県に留保。	・特別区は、基礎的な地方公共団体として、一般的に、市町村が処理する事務を処理する。 ・一方、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の区域を通じて一体的に処理することが必要である事務については、都が処理する。	・特別区設置協定書で定める。
財源調整	—	・大都市に生じる特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の剰余額や個人住民税所得割の税率等の特例を設けている。 ・一方、大都市で生ずる地方税収は道府県の税収にもなり、主に大都市以外の地域に対する歳出の財源として再配分される。	・都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を諮り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、「都区財政調整制度」が設けられている。 ・他地域では市町村税である固定資産税等を都が課税・徴収し、その収入の一定割合を各特別区に交付する。	・特別区設置協定書で定める。

大都市地域における各種制度の比較(区について)

	旧特別市の区	指定都市		特別区
		区	総合区	
1 位置付け	旧特別市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	指定都市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	指定都市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	なし	あり
3 長	区長	区長	総合区長	特別区の区長
主な事務	・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	・総合区の政策・企画の立案 ・総合区のまちづくり等の事務 ・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	・特別区の政策・企画の立案 ・市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、 一部の事務は都が処理) ※大都市法に基づき設置された 特別区については、特別区設置 協定書で定める。
権限	—	—	・職員任免権 ・予算意見具申権	・職員任命権 ・予算編成権 ・条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職	特別職
選任	公選	市長が職員から任命	市長が議会の同意を得て選任	公選
任期	4年	—	4年	4年
市長との関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり	あり
4 議会	なし	なし (市議会の判断で区常任委員会を 設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会を 設置する等の工夫が可能)	あり

地方公共団体の主な役割分担

(令和6年4月1日現在)

	医療・保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・防災その他
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 医療計画の策定 精神科病院の設置・指定 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体・知的障害者更生相談所の設置 国民健康保険事業(財政運営等) 	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校、市町村立(指定都市を除く)高等学校の設置認可 教育職員の免許(・高等学校の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の許可 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域指定 指定区間の1級河川、2級河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 災害応急措置(所掌事務に係るもの)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 病院の開設許可(都道府県の同意協議) 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 市立小中学校等の職員の任免、給与の決定・負担 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画(区域区分等) 市街地再開発事業認可 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川、2級河川(一部)の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助(指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定)
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 -薬局開設許可 -飲食店営業等の許可 -旅館業の経営許可 -感染症発生届の受理、患者の入院措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 児童相談所の設置(中核市、特別区は、政令指定された団体に限る) 		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の設置許可 産業廃棄物処理業の許可(区域内のみの業) ばい煙発生施設の設置の届出受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の規制 市街化区域・調整区域内の開発許可 土地区画整理組合の設立認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期・臨時(一部)の予防接種 結核に係る健康診断 埋火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置 生活保護(市及び福祉事務所設置町村) 養護老人ホームの設置 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業(保険料賦課・徴収等) 	<ul style="list-style-type: none"> (・小中学校・幼稚園の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集・処理 一般廃棄物処理業の許可 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理 都市計画(用途地域等) 都市計画(用途地域等以外の地域地区等) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急 避難指示、災害応急措置 【その他】 戸籍・住基

特別区

三大都市圏等における広域連携の状況

- 地方自治法に基づく事務の**共同処理制度**は、指定都市においては、**三大都市圏以外の地域においてより活用**されている傾向が見られる。
- **三大都市圏の指定都市**においては、国への要望や災害時を想定した協定の締結等の**緩やかな連携**が図られている。

<病院・医療>

- ・関西広域連合：**災害医療**に係る**訓練**の実施や**コーディネーター養成**、**広域連合が事業主体**となった**ドクターヘリの運航**等
- ・九都県市首脳会議：統一的な子どもの医療費助成制度の創設等についての**国に対する要望活動**等を実施

<火葬場>

- ・広島市：**一部事務組合を設置**し、関係市町の区域の**火葬場の設置、管理及び運営を共同で実施**
- ・横浜市、川崎市：広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するため、**広域火葬計画を県が策定**

<消防・救急>

- ・広島市：近隣自治体の**消防事務を実施**(地方自治法に基づく事務の委託)
- ・川崎市：災害時を想定した、県下消防相互**応援協定の締結**

■大都市圏における分野別の共同処理等の状況

	特別区	横浜市	川崎市	名古屋市	大阪市	神戸市	新潟市	広島市
病院・医療	—	九都県市首脳会議 ※子ども医療費助成に係る要望等		—	広域連合 ※災害医療に係る訓練やコーディネーター養成等		一部事務組合 ※休日夜間診療所運営	連携協約 (連携中枢都市圏) ※診療所の人的支援等
介護	—	—	—	—	—	—	一部事務組合 ※施設運営	連携協約 (連携中枢都市圏) ※介護人材育成
火葬場	一部事務組合(5区)	県広域火葬計画		災害時の相互 応援協力協定	府広域 火葬計画	—	事務の委託	一部事務組合
ごみ処理 (処分)	一部事務組合	九都県市首脳会議 ※海洋プラスチック対策の要望等		最終処分場(市外) の共同利用	一部事務組合	2030年度以降 広域化を検討中	一部事務組合	一部事務組合
水道	東京都が実施	一部事務組合		市外への給水 事務の委託 ※下水道使用料の徴収	事務の委託 ※下水道の処理事務	一部事務組合	一部事務組合	市外への給水 事務の委託 ※下水道使用料の徴収
消防・救急	東京都が実施	県下消防 相互応援協定	県下消防 相互応援協定	広域消防 相互応援協定	消防指令センターの 共同運用 (令和7年4月予定)	事務の委託 ※消防指令事務	連携協約 (連携中枢都市圏) ※映像通報システムの導入	事務の委託 ※消防事務

(備考) 地方自治法に基づく事務の共同処理制度を活用したもの(セル着色)については、総務省「令和5年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」による。同制度を活用していないもの(白色セル)については、各自治体のホームページに掲載されている情報を基に事務局において作成。

九都県市首脳会議

- 東京圏の都県及び指定都市は、**共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的**に、環境問題や防災・危機管理対策等の広域的に対応すべき諸課題について**定期的に意見交換等を行う枠組み**を設けている。

※九都県市首脳会議ホームページをもとに抜粋・加工して作成

構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
の知事、さいたま市・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市の市長

沿革

昭和54年に六都県市首脳会議として設立。以降、千葉市長(平成4年)、さいたま市長(平成15年)、相模原市長(平成22年)が加入

広域的な取組の必要性

「首都圏は、全国人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、**大都市圏として一つの地域社会を形成**しています。しかし、この地域への人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、**個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき様々な課題**が生じています。このため、広域化した諸課題の解決に向けて、**九都県市が協調した取組を進めることが必要**となっています。」

活動内容

- 首脳会議を年2回(春・秋)開催し、**共同宣言や国に対する要望を取りまとめているほか、諸課題についての検討や情報共有、周知等の取組**を行っている。
(令和5年度の取組)
 - ・ **道路空間の有効活用による賑わい創出**について、先進事例の収集や知見や課題の共有、警察との意見交換などを実施。
 - ・ **住宅団地再生に向けた取組**について、九都県市における現状や課題を調査・共有するとともに、事例集を作成。
 - ・ **広告宣伝車の規制**について、その在り方についてとりまとめたほか、九都県市で連携して周知等を実施。
- 首脳会議の下に、廃棄物担当部局長を委員とする**廃棄物問題検討委員会**を設置し、**食品ロス削減や廃棄物の適正処理の促進に向けた啓発事業等の取組**を実施。また、環境保全担当部局長を委員とする**環境問題対策委員会**を設置し、**地球温暖化対策に係る普及啓発事業、ディーゼル車規制等の大気汚染対策、水質保全のための東京湾環境一斉調査等の取組**を実施。
- 自然災害対策としては、毎年、九都県市が持ち回りで幹事となり、**合同防災訓練(避難誘導・受入訓練、人員・資機材等の応援訓練、救援物資緊急輸送訓練などを内容とする広域応援・受援訓練等)**を実施し、相互の連携協力体制の充実・強化を図っている。

関西広域連合

○ 関西圏においては、**関西広域連合を設立**し、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、職員研修などの**幅広い分野における広域行政が推進**されている。

構成団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市(連携団体:福井県、三重県)

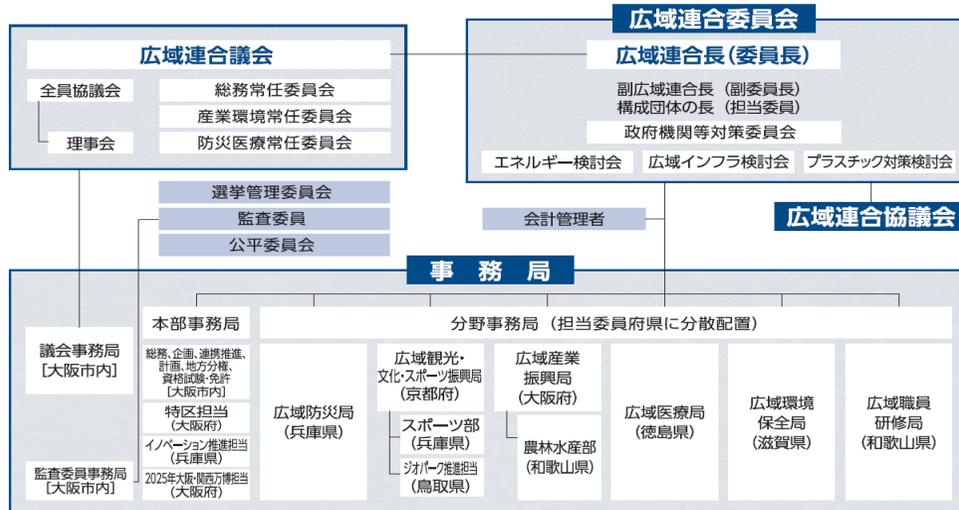
沿革

平成22年設立。以降、4指定都市(平成24年)、奈良県(平成27年)が加入。

設立のねらい

- 1.地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)
- 2.関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)
- 3.国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)

組織図



実施事務

※関西広域連合ホームページをもとに抜粋・加工して作成

1. 広域防災

- ・「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に定める防災力の充実・発展
- ・大規模広域災害を想定した広域対応の推進 等

2. 広域観光・文化・スポーツ振興

- ・「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- ・「2025年大阪・関西万博」や「ワールドマスターズゲーム2027関西」等に向けた観光の取組の推進 等

3. 広域産業振興

- ・「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- ・地産地消運動の推進による域内消費拡大 等

4. 広域医療

- ・「関西広域医療連携計画」の推進
- ・ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実 等

5. 広域環境保全

- ・「関西広域環境保全計画」の推進
- ・脱炭素社会づくり 等

6. 資格試験・免許等

- ・准看護師、調理師、製菓衛生師試験の実施、免許交付等
- ・毒物劇物取扱者、登録販売者試験の実施

7. 広域職員研修

- ・政策形成能力研修の実施
- ・構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)等

3. 自治体アンケートの結果

自治体アンケートの結果(概要)

○ 20指定都市、23特別区及びこれらを含む16都道府県を対象に、大都市(圏)における行政課題に関するアンケートを実施(令和6年11月)。主な質問・回答は以下のとおり(自由記述による回答を事務局において整理)。 ※質問全体はP.54参照

指定都市・道府県間の協議・調整

○ 指定都市都道府県連絡調整会議(以下、「調整会議」)については、トップ同士による政策の方向性の共有や権限移譲の調整の場としての活用など、**一定の成果が見られる**一方、**取り扱う議題の調整やスピード感に課題**があるとの指摘があり、**開催していない団体も多数**見られる(これまでに開催実績があるのは11市)。また、調整会議以外に**任意の会議等が活用**されている。

Q. 調整会議で協議・調整を行ったことにより得られた成果

- ・ **首長同士が政策の方向性を共有・確認**、その後の**事務的な連携が円滑化**等【道府県・指定都市】
- ・ **権限移譲の実現**、権限移譲に向けた**協議**【道府県・指定都市】
- ・ 機関・施設の**統合・再編**や**共同設置**、**県市の共同事業**【道府県・指定都市】
- ・ **条例改正**を連携して実施【指定都市】

Q. 調整会議の開催が低調な理由、協議・調整にあたっての支障や課題

- ・ **二重行政の解消のための仕組み**と理解しているが、**そのような問題は生じていない**。【道府県・指定都市】
- ・ **首長同士で協議する必要がある議題か**で判断。開催にあたり事務レベルでの合意が必要。【道府県・指定都市】
- ・ 協議の対象が**個別の事務・権限に関するもの**とされ、**指定都市と県のあり方等の枠組みの議論**ができない。【指定都市】
- ・ 権限移譲の実現に4年以上の期間を要しており、調整会議を開催したとしても、その後の**スピード感が課題**。【指定都市】

(参考) 調整会議以外の知事・市長による協議・調整のための枠組みの例 ※各自治体のホームページを参考に作成

- ・ 埼玉県知事・さいたま市長意見交換会
埼玉県とさいたま市にわたる政策課題や重要施策について、首長同士が直接意見交換を行い、一層の連携・協調を図るために開催。直近では令和6年8月8日に開催し、さいたま市アプリの周知や使用済みリチウムイオン電池からのレアメタル回収等について意見交換。
- ・ (神奈川)県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会
県と県内の政令指定都市が当面する共通の諸課題への共同のアプローチによって、より効果的な問題解決を図るために開催。直近では令和4年5月6日に開催し、持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について意見交換。

自治体アンケートの結果(概要)

指定都市・道府県の役割分担・権限移譲

- 指定都市からは、個別の事務処理に関し、**権限が県と市で分かれていることによる支障、県と市の役割の重複・不明確、形式的になっている県の関与の必要性等**の指摘や、指定都市への**更なる権限移譲**を求める意見があった一方、**県の助言無しには移譲された事務が円滑に実施できない**といった意見も一部あった。他方、道府県からは、特段の支障・課題の意見は見られなかった。

Q. 道府県(指定都市)が処理する事務について、当該事務に関連する指定都市(道府県)の事務の処理に生じている支障・課題(いずれも指定都市からの回答)

- ・ 教育・保育施設について、**認可・指導の所管が施設によって県と市に分かれており**(私立幼稚園と幼稚園型認定こども園は県、幼保連携型認定こども園は市)、また、**認可・指導と給付の所管が県と市に分かれる場合**(私学助成は県、子ども・子育て支援新制度は市)があることから、一体的・迅速な施策の実施に支障が生じている。
- ・ 県に女性相談支援センター及び女性自立支援施設が設置されており、市の女性相談支援員が一時保護が必要と判断した場合、県に協議をすることになっているが、**県を通すことで時間を要することや入所を断られることがある**ほか、**入所中の支援に関して県市の役割分担が不明確**。
- ・ 環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいて、事業の区域が複数の市町村にまたがる場合、市は、県への意見提出時に市の環境影響評価技術審議会に諮り、県は、意見集約にあたって県の同審議会に諮ることから、**二重に審議されることとなる**。
- ・ 特定施設入居者生活介護の指定、介護老人保健施設及び介護医療院の開設について、指定都市は、あらかじめ都道府県の同意を得なければならないとされているが、**都道府県による同意は形式的な事務であり不要**。
- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地において市が土木工事等を行う場合、あらかじめ都道府県に通知し、当該通知に対し県は必要な勧告を行うが、実務上、市が勧告案を進達しており、**形式的な事務で不必要な事務負担が発生**している。
- ・ 森林法に基づき5年ごとに作成する市の森林整備計画は、県計画の策定後に策定する必要があるため、**市における策定期間が短く、業務が集中**する。
- ・ 林地開発許可の権限が県の事務処理特例条例により移譲されているが、技術職員が配置されておらず、**県の技術的な助言無しには事務の円滑な実施ができない**。

Q. 指定都市への更なる権限移譲が可能と考えられる道府県の事務 (上記に挙げたもの以外で指定都市から回答があったもの)

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| ・ 道府県の全ての事務 | ・ 医療計画の策定 | ・ 農業振興地域整備基本方針の作成等 |
| ・ 都市計画事業認可 | ・ 河川管理 | ・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定等 |
| ・ ツキノワグマの捕獲許可全般(事務処理特例条例により緊急に行う必要があるもののみ移譲されている) | | ・ 自衛隊の災害派遣要請 等 |

※11市は「特になし」等の回答

自治体アンケートの結果(概要)

特別区・都間の協議・調整、役割分担・権限移譲

- アンケートでは、都区協議会で協議・調整を行うにあたっての**支障や課題を指摘する回答は全体的に少なかった**。役割分担や権限移譲についても、いくつか挙げられたものもあったが、**具体的に事務を挙げる回答は全体的に少なかった**。

Q. 都区協議会で協議・調整を行うにあたっての支障や課題

- ・ 協議内容によっては、**都と特別区の主張が相違し、協議が複数年度に及ぶこともあるが、協議を尽くすことで、最終的には合意に至るものも多い**。【東京都】
- ・ 特別区財政調整交付金の都区の配分の見直しにあたって、都区の考え方の相違から合意に至らないこともある。【特別区】
- ・ 都と特別区の役割分担、特別区財政調整交付金のあり方含め、具体的に検討する時期に来ていると考えるが、都区双方の認識に隔たりが大きく、**本質的な議論が進んでいない**。【特別区】
- ・ 上記以外は、特段、支障や課題についての回答なし。

(参考) 都区協議会以外の特別区・都間の協議・調整のための枠組みの例

- ・ 都区協議会にあわせて、毎年度、**都と特別区長会との意見交換**を実施(例:令和5年度「防災対策について(マンション防災)」)。
- ・ このほか、個別事業・政策により都区の協議会等が設けられる例がある。

Q. 都区協議会で協議・調整が行われることが望ましいものの、協議・調整が行われていない行政課題

- ・ **都市計画交付金**について、都区の都市計画事業の**実施状況に見合った配分となるよう抜本的な見直し**が必要。【特別区】
- ・ 特別区の領域は、大都市として一体的な対応が求められる「**広域・専門行政**」と、住民に寄り添って生活を支える「**身近な行政**」の境界があいまいであり、**行政権限が混在**している(例えば、児童相談体制や保健所のパンデミック対応など)。本来であれば、こうした行政課題における**都区の役割分担を改めて考えるべき時期**にきている。【特別区】

Q. 特別区への更なる権限移譲が考えられる都の事務

- ・ 公立小中学校の教職員の人事・定数に関する権限【特別区】
- ・ 用途地域等の都市計画決定権限【特別区】 ※21区は「特になし」等の回答

Q. 特別区が処理しているものの、都が処理することが望ましいと考えられる事務

- ・ 公立小中学校の庶務事務システムの導入【特別区】
- ・ 児童相談所に係る事務、保健所のパンデミック対応【特別区】等 ※20区は「特になし」等の回答

自治体アンケートの結果(概要)

周辺市区町村との連携

- 防災やインフラ等の分野において、協議会等による緩やかな連携や、民間企業等との連携により広域的に取り組む事例が見られるが、**具体的な役割分担が明確でない、取りまとめや調整役をどうするかが課題**であるといった意見があった。
- 指定都市については、周辺市町村との双務的な連携が行われている一方、**単独の大都市が周辺の市町村のために行政サービスを展開することは難しい**との声もあり、周辺市町村に対し**補完的な役割を果たしている事例は限定的**である。

Q.周辺の市区町村と連携・協力により行っている取組等(◆)と、取組にあたっての課題(○)

防災

- ◆**水害に対応するための広域避難推進**の協議会の設置
 - ・国・都・区の連携が不可欠であるが、**実災害時の役割分担が明確でない。被災者の受け入れの可能性があると認識を23区全体で共有し、日頃から連絡調整を行う必要がある。**【特別区】
- ◆**災害時の相互応援協定**の締結
 - ・災害時に迅速に応援要請等ができるよう、**平時からの連絡体制構築が必要。**【指定都市(三大都市圏)】
 - ・広範囲の被害が想定される災害の場合、**要配慮者等の対応について、一つの基礎自治体での対応は困難。**【特別区】
 - ・**区をまたがる施策構築は難しい。**帰宅困難者対策などは都を通じて対応していく部分が多いのではないかと。【特別区】
- ◆**帰宅困難者対策**の初動体制確立に向けた研究の実施
 - ・大規模災害の際には、**都や区などが保有する施設を積極的に開設する体制の構築が必要。**【特別区】
- ◆**消防ヘリ**による周辺市町村における救助・消火活動の支援【指定都市(三大都市圏)】

※民間企業等とも連携して行う取組

- ・国及び都の主宰により開催している**広域的な避難対策の具体化に向けた検討会**において、**鉄道会社、通信会社等の民間事業者が参加し、大規模水害時の広域避難の運用について検討を実施。**【特別区】
- ・鉄道会社と消防機関による**鉄道災害発生時における安全管理体制の確保等に関する覚書**を締結。【指定都市(三大都市圏)】
- ・国や都道府県、自衛隊、警察、民間企業等と連携し、巨大地震を想定した**大規模津波防災訓練**を実施。【指定都市(三大都市圏)】

※この他、災害時の**広域火葬、消防指令業務の共同運用**等について、連携を行えば効果的な対応が可能となるという意見があった。

自治体アンケートの結果(概要)

周辺市区町村との連携

Q.周辺市区町村と連携・協力により行っている取組等(◆)と、取組にあたっての課題(●)

子育て・教育

◆保育所入所の広域調整

・市民が他市町村の保育施設に入所した際、施設からの請求に基づき給付費を支払うこととなるが、他市町村の施設情報を参照する仕組みがないことから、個別に照会・確認を行う必要があり、事務負担が大きい。【指定都市(三大都市圏)】

◆圏域住民も利用できる夜間中学の開設(補完的連携) 【指定都市(三大都市圏以外)】

※この他、産後ケア事業、病児、病後児の受け入れ体制構築、保育士確保対策、児童虐待防止相談等について、連携を行えば効果的な対応が可能となるという意見があった。

介護・高齢者福祉

◆徘徊高齢者に係る情報共有

→県境をまたいで隣接する団体への情報伝達は、県を介す必要があり、数日のタイムラグが生じる。【指定都市(三大都市圏)】

◆障害支援区分の審査について、周辺市町村から事務を受託して実施。(補完的連携)【指定都市(三大都市圏以外)】

※この他、介護人材不足への対応、高齢者福祉施設等の共同設置等について、連携を行えば効果的な対応が可能となるという意見があった。

インフラ等

◆コミュニティバスの区域を越えた乗り入れ

・地方公共団体間の経費負担や、誰が取りまとめ役を担うのか、都の役割をどうするのか等が課題。【特別区】

◆新たな鉄道路線の建設

・沿線自治体との協調が課題となっており、広域的な課題に対して、市区間の調整役を担う行政の部署がない。【特別区】

◆流域治水を推進するための協議会

・インフラ整備・管理については、利害関係の円滑な調整が必要。【指定都市(三大都市圏)】

◆自然環境の保全、広域観光等に係る協議会等の開催 【指定都市(三大都市圏)】

◆市域外への給水を実施(補完的連携)【指定都市(三大都市圏)】

※この他、公共施設の共同利用、渋滞緩和対策、都市計画道路の整備、連続立体交差化事業などの面的なまちづくり等について、連携を行えば効果的な対応が可能となるという意見があった。

その他(連携に係る全般的な課題等)

◆単独の大都市が周辺市町村のために行政サービスを展開することは、施設の相互利用など双方の住民にメリットのある内容でない限り、受益と負担の観点から難しい。【指定都市(三大都市圏)】

◆人口減少下において指定都市でも人材・施設等の資源が減少傾向にあり、持続可能な行政サービスの提供のため、一層の連携が求められる。【指定都市(三大都市圏)】

自治体アンケートの結果(概要)

三大都市圏における都府県の区域を超える広域的な単位での取組

- 三大都市圏において、圏域単位で取組を行うにあたっての課題として、**合意形成の困難さ**や**体制整備の必要性**についての指摘があったほか、**都市間の連携を促進させるための仕組み**や**行政以外の主体との連携**の必要性を指摘する意見があった。

Q. 大都市圏の単位で取組を行うにあたっての支障や課題

- ・ 九都府県市首脳会議における意思決定は全会一致を旨としているが、利害や意見の対立がある場合は、**全ての都府県の意見を完全に反映させ、合意することは困難**。また、九都府県市首脳会議は会議体であり、**常設の事務局を擁するような組織体ではない**ことから、財源、制度、体制等を整える必要がある。【都道府県・指定都市】
- ・ 三大都市圏においては、**連携中枢都市圏のように都市間の連携を促進させるための仕組みがない**ことから、**九都府県市首脳会議においては国への要請事項の取りまとめ等にとどまってしまう**ことが近年顕著となっている。【指定都市】
- ・ 制度や計画が都道府県を単位としているため、生活圏域を共有していたとしても、行政の連携に支障が生じる状況もあり、**都道府県を超えた自治体同士の連携を前提とした制度**などの設計・運用が必要。【指定都市】
- ・ 行政だけでなく、**民間事業者や大学等を巻き込みながら、多様な分野の連携を展開できるかどうか**が課題となっている。また、効果測定が難しく、**事業実施のメリットを実感しにくい**傾向にある。【指定都市】
- ・ 首都圏で同水準の行政サービスが求められることも多いが、団体によって**財政力に大きな差があるため、団体間で格差が生じているのが現状**。【都道府県】

その他

Q. その他、大都市圏に特有・顕著と考えられる行政課題と対応方法等

- ・ 海外においては、独立性の高い大都市がスタートアップ企業の集積等を戦略的に行うなど、その特性を生かして大都市を中心とした強い経済圏を確立している事例もあることから、国内にばかり目を向けるのではなく、都市のブランド力を持って海外に発信し、**国際的に競い合っていける大都市を中心とした経済圏が必要**と考える。【指定都市】
- ・ 我が国の成長、地方創生の推進のためには、**東京一極集中の是正が不可欠**。中でも、複数の大都市が日本の成長をけん引する**多極分散型の国土政策**が必要。【都道府県】
- ・ 指定都市制度は、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、機動的・効率的な行政運営ができない課題があり、**指定都市と道府県との二重行政の解消には「特別市」の法制化が必要**。【指定都市】
- ・ 指定都市は、いわゆる「二重行政」の解消等を目的として、特別市構想を提唱し、法制化を目指しているが、県としては、様々な課題・懸念があることから、**「特別市」の法制化は住民目線から見て妥当ではない**と考えている。【都道府県】
- ・ 基礎自治体間の連携について、**大都市圏の特性や指定都市の役割を踏まえた柔軟化が必要**。【指定都市】

4. 諸外国における大都市等に関する制度

諸外国における大都市等に関する制度

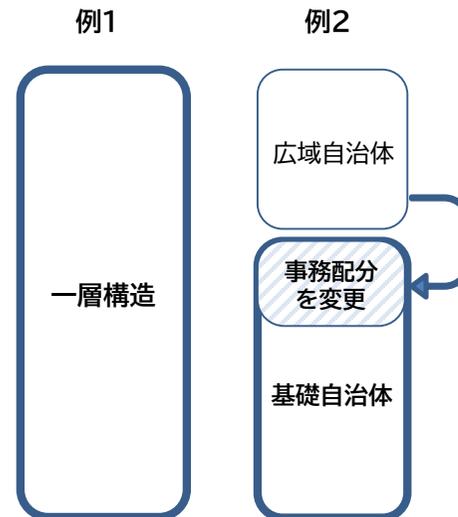
- 諸外国の大都市・首都においては、**大都市等に固有の制度**として、以下の類型のような、**独自の統治構造や事務処理の仕組みが導入**されている。
- 国ごとに**歴史的な経緯や法的位置付けなどその背景は様々**であることに留意が必要であるが、こうした大都市等に関する制度については、**都市圏の拡大や人口増、政治・社会情勢等に応じて、変化を遂げている**場合がある。

- パターン① 圏域で広域的に事務を処理する仕組みが設けられているもの
- パターン② 大都市等の一層制など独自の統治構造が適用されているもの
- パターン③ 国による特別な関与が存在しているもの

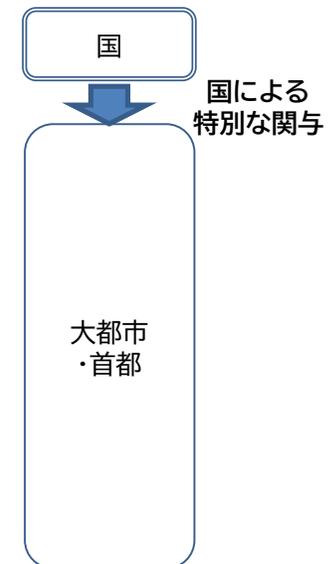
【パターン①】



【パターン②】



【パターン③】



諸外国における大都市等に関する制度① 英国(ロンドン)

○ ロンドンでは、都市の発展に伴い広域行政需要が拡大する中で、政権の方針の影響も受けつつ、**広域行政に関する制度の変革が重ねられており**、2000年以降、**ロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLA)**が同地域の**企画調整・戦略策定**の役割を担っている。

制度の変遷

背景

制度の概要

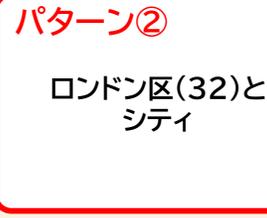
1965年～
(GLC創設後)

凡例(次ページ以降も同じ)
実線囲み:直接公選の議会を有する法人格のある団体
点線囲み:上記以外

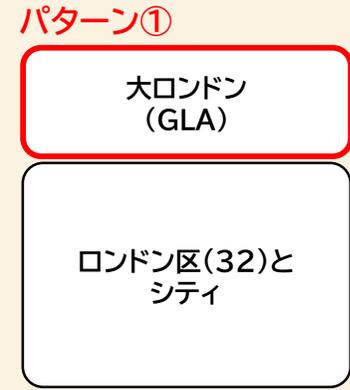


1986年～
(GLC廃止後)

GLCの業務の一部は、政府
任命機関、各区合同委員会等
の広域的組織に移管



2000年～
(GLA創設後)



・ 市街地の膨張を背景に、従前のロンドン県(LCC)の区域を越えるロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLC)を創設、既存の基礎自治体を32のロンドン区(+シティ)に再編

・ インフレ抑制と公共支出の削減を進めるサッチャー保守党政権の下でGLCを廃止、業務は各区又は各区合同委員会等の広域的組織に移管

・ GLC廃止後、広域行政に関する権限の細分化やリーダーシップの不在等が指摘され、ブレア労働党政権の下で、ロンドン全域を管轄する新たな広域行政組織(GLA)を創設

大ロンドン(GLC) Greater London Council
*人口:約677万人(1987年)

【組織】
・ 議会(直接公選(1972年まで一部非公選))
・ 職員約22,000名

【主な事務】
・ 総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等、(内ロンドンのみ)教育、建築規制

ロンドン区・シティ

【組織】
・ 議会*(直接公選)、シティ:市会(直接公選)と参事会
*以下のいずれかの類型(2000年～)
①リーダー(議会が選任する首長)と内閣制
②メイヤー(直接公選首長)と内閣制
③委員会制

【主な事務】
・ GLA本体・実務機関で処理する分野以外の広域自治体・基礎自治体の事務

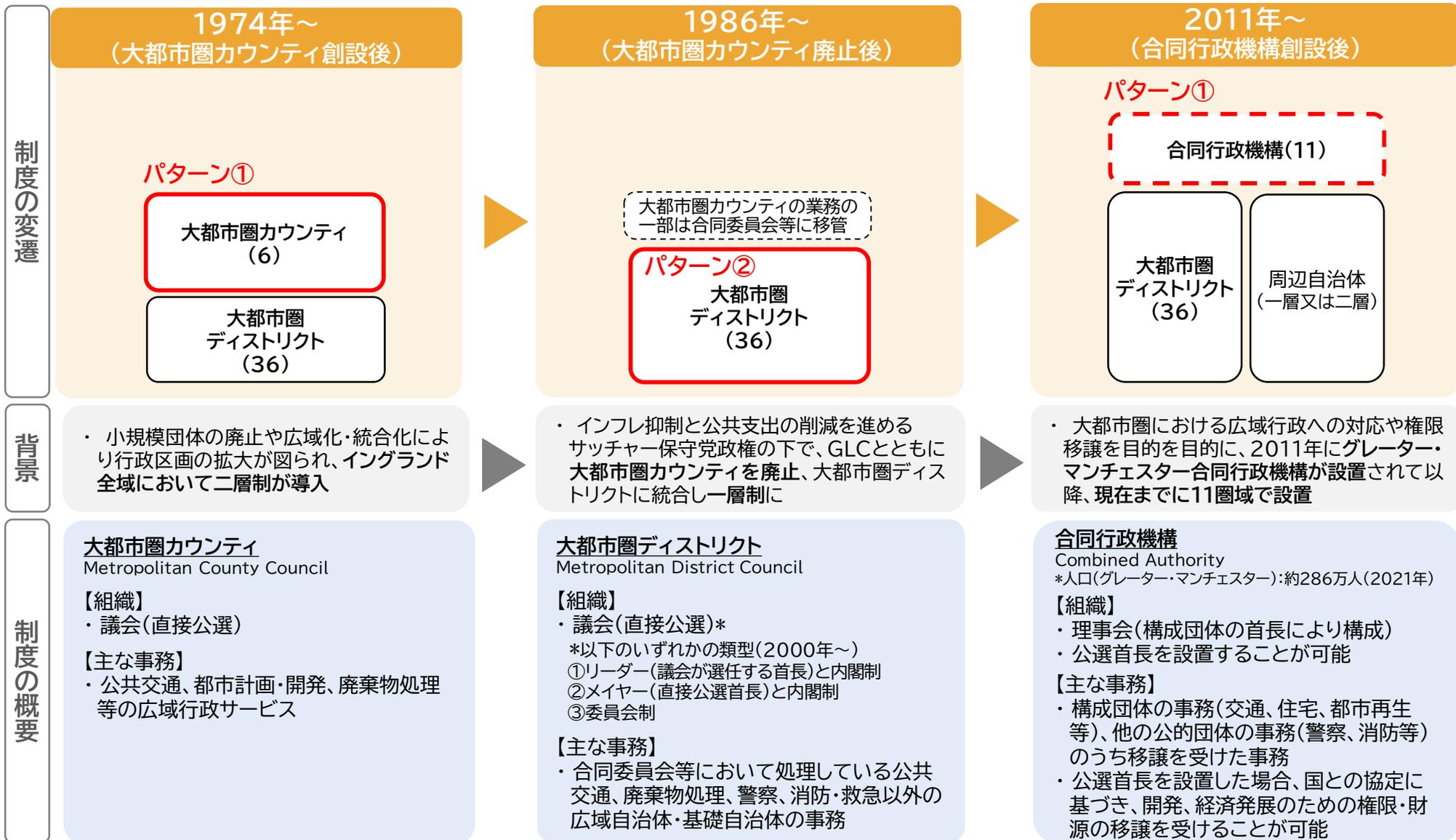
大ロンドン(GLA)
Greater London Authority
*人口:約891万人(2021年)

【組織】
・ 市長(直接公選)、議会(直接公選)
・ 職員約1,000名
・ 実務機関(警察、消防、交通、都市開発等)

【主な事務】
・ 公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定

諸外国における大都市等に関する制度② 英国(ロンドン以外の大都市圏)

○ ロンドン以外の大都市圏においても、統治構造の変革が重ねられているが、近年では、**大都市圏における広域行政への対応や政府からの権限移譲を目的に、複数自治体で構成される合同行政機構**の設置が進んでいる。

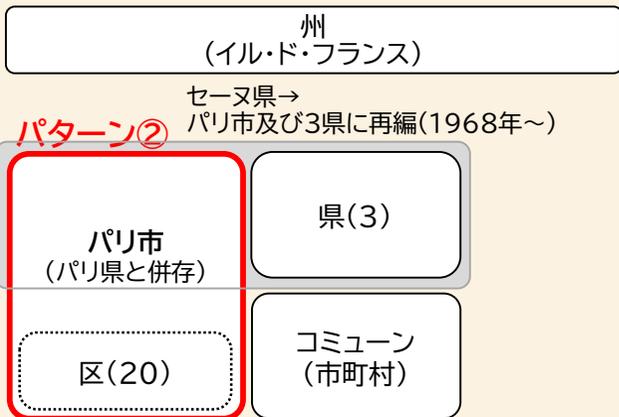


諸外国における大都市等に関する制度③ フランス(パリ)

○ パリは、その政治的重要性から他の地域とは異なる制度が適用されてきたが、近年、**EUや世界との都市間競争に必要な都市の規模を確保**するものとして、周辺の自治体も含む地域を管轄する**広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポールが設置**された。

制度の変遷

1975年～
(1975年法により現行制度の骨格が整備)



2016年～
(グラン・パリ・メトロポール創設後)



背景

・ パリは、政府が任命する官選知事及び警視總監を執行機関とするなど、その政治的重要性から特別な法制下におかれてきたが、1975年に公選制(議会で互選)のパリ市長職が設置され、1982年には、巨大化した市政を市民に近づけるため、公選制の区議会を導入

・ フランス国土全体の競争力強化やコミューン間の格差縮小等を目的として、特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポール(MGP)を創設、その下にMGPと構成コミューン間の調整機能を担う機関としてテリトワールを設置

制度の概要

パリ市(パリ県と併存)

*人口: 213万人(2021年)

【組織】

- ・ 市議会(直接公選)
- ・ 市長(議会で互選(1975年～))

【主な事務】

- ・ 県事務
(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、社会扶助給付、保健、福祉サービス等)
- ・ コミューン事務
(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス等)
- ・ 警察(交通・駐車規制等を除く)は、政府任命(パターン③)の警視總監の事務

区(行政区) (1982年～)

【組織】

- ・ 区議会(直接公選*)
*上位3分の1は市議会議員を兼務
- ・ 区長(区議会で互選)
- ・ パリ市職員を配置

【主な事務】

- ・ 区内の公共施設の運営についての意見表明、立地計画の決定等
- ・ 区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当

グラン・パリ・メトロポール(MGP)

Métropole du Grand Paris

*人口: 710万人(2021年)

【組織】

- ・ パリ市、周辺3県の全コミューン、隣接する6コミューンで構成
- ・ 議会(直接公選)、議長(執行機関)

【主な事務】

- ・ 地域開発、住宅政策、経済振興、環境対策等
- ・ 合意に基づき国から事務の移譲を受けることが可能

テリトワール

Territoire

【組織】

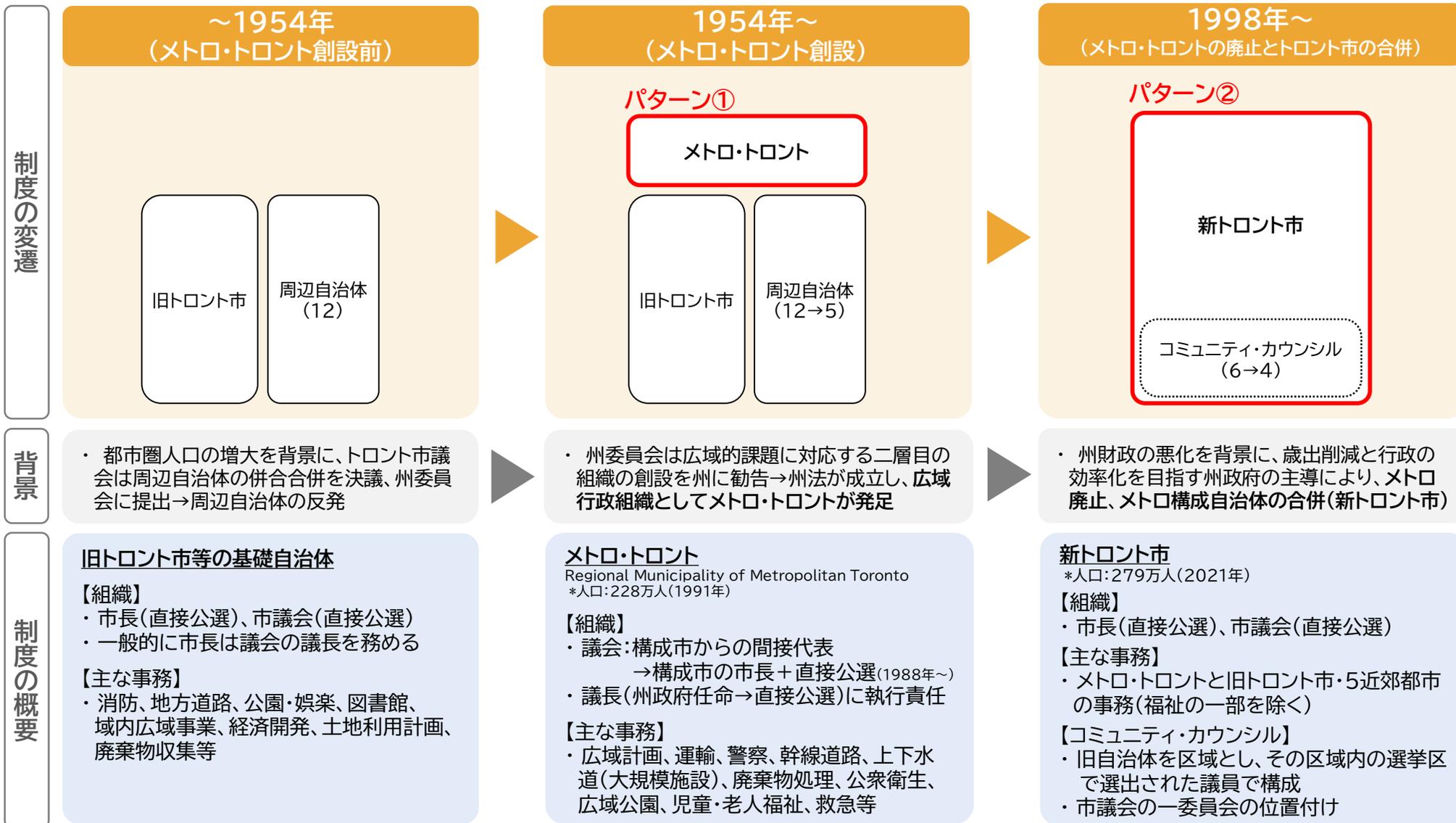
- ・ 人口30万以上の11圏域(パリ市を除く)に設置
- ・ 議会(各コミューンにおいて選出されたMGP議員で構成)、議長(執行機関)

【主な事務】

- ・ MGP議会から委託された都市政策、文化教育施設管理、上下水道、廃棄物処理等の事務

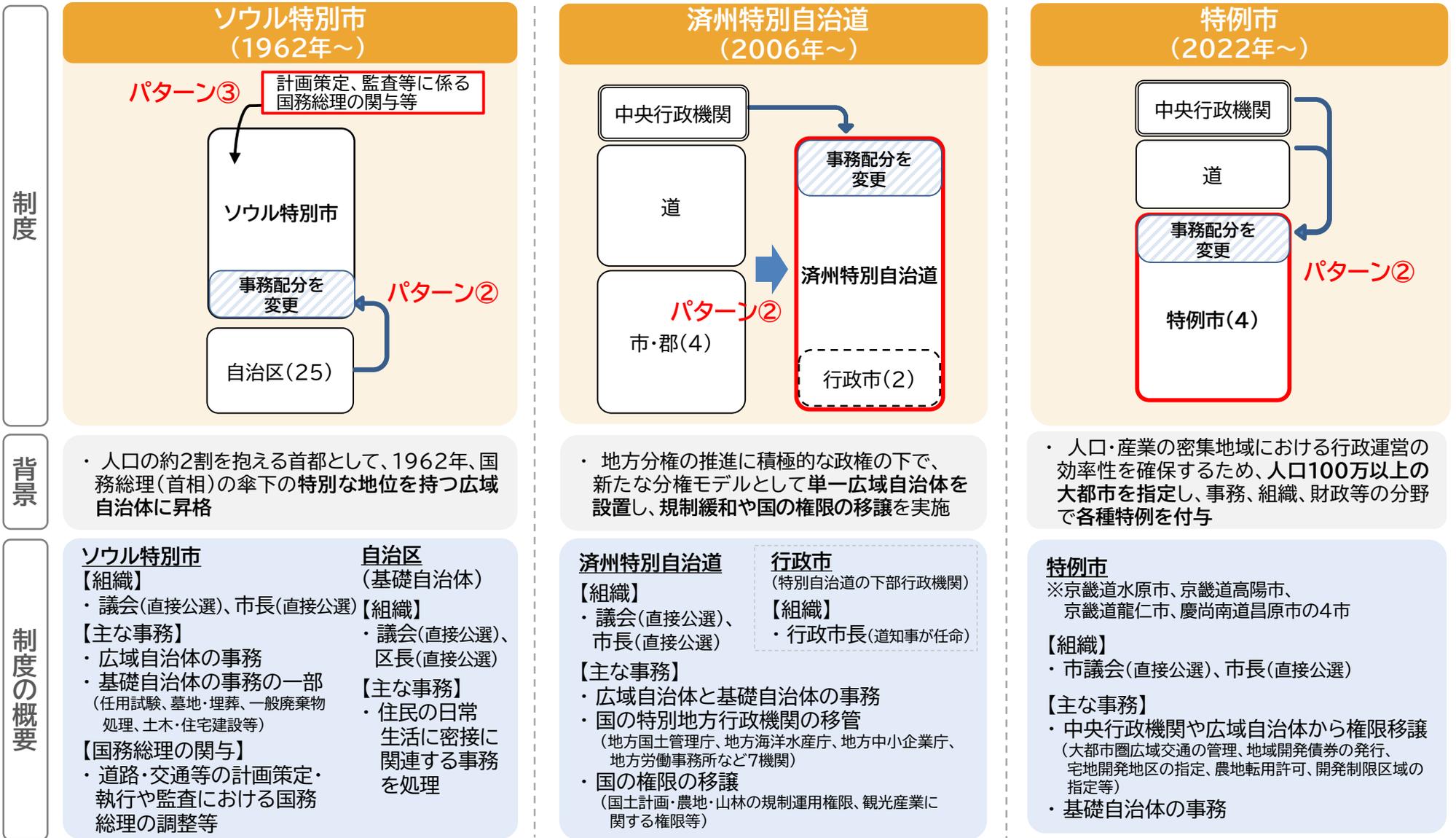
諸外国における大都市等に関する制度④ カナダ(トロント)

○ トロントでは、周辺自治体も含めた地域を管轄する**メトロ・トロントにより広域的な課題への対応**が行われていたが、1998年に、**歳出削減と行政の効率化を目指す**州政府の主導により、**一層制の大規模自治体(新トロント市)**が設置された。



諸外国における大都市等に関する制度⑤ 韓国

○ 韓国では、これまで、**経済成長に伴う都市化への対応、地域ごとの特色ある発展、首都圏一極体制から多極体制への転換**など、行政環境の変化に応じて、**大都市等に関する多様な制度が導入**されている。(以下の図はその一例)

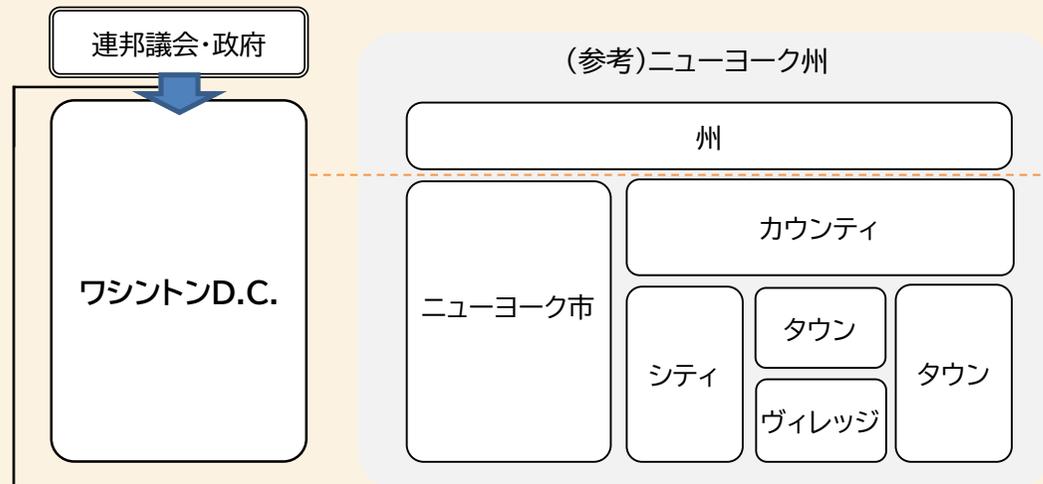


諸外国における大都市等に関する制度⑥ 米国(ワシントンD.C.)

○ ワシントンD.C.は、**いずれの州にも属しておらず**、首都として、連邦議会が専属的な立法権を有しており、**連邦議会・政府による自治権に対する特別な関与**が認められている。

1973年～

(コロンビア区自治・組織法により現行制度が整備)



パターン③

連邦議会・政府による特別な関与

- ・ 連邦議会による条例の拒否権*
- ・ D.C.の予算は連邦予算の一部として一括審議され、大統領等の承認が必要 等

* 議会の2/3以上が緊急事態が存在すると認める場合に限り、有効期間90日間の緊急立法が可能

背景

- ・ ワシントンD.C.は、合衆国を構成する**いずれの州にも属しておらず**、首都として、合衆国憲法の規定により、**連邦議会が専属的な立法権**を行使する地区とされている。
- ・ 従前は大統領が任命する3人の委員からなる委員会がD.C.の行政を執行していたが、1973年のコロンビア区自治・組織法(Home Rule Act)により、**市長と市議会による自治権**が認められた。
- ・ ただし、連邦議会による条例の拒否権や、予算の連邦予算の一部としての一括審議や大統領等の承認など、連邦議会・政府による制約の下にある。

制度の概要

ワシントンD.C.

Washington, District of Columbia

【組織】

- ・ 議会(直接公選)、市長(直接公選)

【主な事務】

- ・ 州の事務
(裁判所、刑務所、保健規制、社会福祉、私立学校の認可、自動車運転免許等)
- ・ 市の事務
(警察、消防、道路、上下水道、保健、教育、都市計画、経済振興、防災、文化事業、観光振興、住宅、病院、廃棄物処理、図書館等)

5. 今後の進め方について

第1回(本日)

事務局説明(現行制度、アンケート調査結果、諸外国の例 等)

第2回(1月頃)

ヒアリング①:指定都市制度、「特別市」制度について

第3回(2月頃)

ヒアリング②:都区制度、大阪府の取組について

第4回(3月頃)

ヒアリング③:広域的な課題への対応について

第5回~(4月頃~)

論点整理に向けた議論 ⇒ 夏頃(予定)にとりまとめ

參考資料

指定都市基礎データ①

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
人口(人、R2国勢調査)	1,973,395	1,096,704	1,324,025	974,951	3,777,491	1,538,262	725,493	789,275	693,389	790,718
15歳未満(%)	10.9%	11.8%	12.8%	11.4%	11.7%	12.3%	11.4%	11.6%	11.3%	12.9%
15歳以上64歳以下(%)	61.3%	64.2%	63.6%	61.8%	63.2%	67.4%	62.5%	58.7%	58.2%	58.9%
65歳以上(%)	27.8%	24.1%	23.6%	26.8%	25.1%	20.3%	26.1%	29.7%	30.5%	28.2%
面積(km ² 、R2国勢調査)	1,121	786	217	272	438	143	329	726	1,412	1,558
歳入(百万円、R4決算)	1,227,840	590,228	666,657	534,983	2,107,978	805,341	354,094	436,288	360,822	396,006
地方税	347,606	224,908	282,234	205,438	867,276	378,171	134,402	134,988	139,821	150,582
地方交付税	124,391	26,630	11,455	20,922	40,087	340	23,649	69,540	27,241	33,648
国庫支出金	348,870	138,941	156,021	123,051	465,663	191,054	84,631	92,922	76,854	82,775
地方債	77,721	52,785	55,316	60,035	142,108	61,491	20,079	39,512	36,452	34,406
その他	329,251	146,964	161,631	125,537	592,843	174,287	91,333	99,326	80,454	94,596
歳出(百万円、R4決算)	1,215,839	582,541	657,349	527,564	2,072,932	797,469	336,510	427,945	349,545	381,205
義務的経費	633,863	314,472	349,237	282,648	1,151,791	462,503	209,014	234,245	192,389	201,626
人件費	166,875	117,571	129,761	97,643	364,448	152,551	73,360	93,089	73,952	79,908
扶助費	378,374	137,422	164,435	131,749	568,467	238,659	105,302	93,000	81,076	86,402
公債費	88,614	59,479	55,041	53,256	218,876	71,292	30,352	48,156	37,360	35,316
投資的経費	111,806	61,339	72,590	62,674	209,058	104,887	15,843	42,613	42,397	56,203
うち普通建設事業費	110,680	58,139	72,587	62,422	209,058	104,881	15,549	42,613	36,458	52,453
その他	470,170	206,731	235,523	182,242	712,083	230,079	111,653	151,088	114,759	123,376
財政力指数	0.72	0.89	0.96	0.91	0.95	1.02	0.85	0.66	0.85	0.83
経常収支比率(%)	94.9	98.7	95.6	98.1	97.9	97.1	96.9	94.9	93.1	90.1
実質公債費比率(%)	2.9	6.5	6.6	10.6	9.7	8.7	2.7	11.7	6.3	4.4
将来負担比率(%)	21.8	57.5	16.4	125.0	129.2	123.4	2.0	126.7	34.3	-
ラスパイレース指数	99.6	102.7	101.6	100.7	100.1	100.7	98.8	99.1	102.2	100.1

※ 財政指標については、いずれも令和4年度決算数値。

※ 将来負担比率: 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「-」を表示

指定都市基礎データ②

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
人口(人、R2国勢調査)	2,332,176	1,463,723	2,752,412	826,161	1,525,152	724,691	1,200,754	939,029	1,612,392	738,865
15歳未満(%)	11.9%	10.5%	10.6%	12.4%	11.5%	12.8%	13.3%	11.9%	12.7%	13.5%
15歳以上64歳以下(%)	62.8%	61.3%	63.7%	58.6%	59.4%	61.1%	61.1%	56.4%	65.4%	60.1%
65歳以上(%)	25.3%	28.2%	25.7%	29.1%	29.2%	26.1%	25.7%	31.7%	21.9%	26.4%
面積(km ² 、R2国勢調査)	327	828	225	150	557	790	907	492	343	390
歳入(百万円、R4決算)	1,435,286	963,093	1,938,281	462,932	976,542	391,046	710,148	605,370	1,142,879	412,806
地方税	609,534	311,852	785,946	156,357	314,054	133,320	242,138	179,670	358,266	125,494
地方交付税	12,874	61,562	46,570	42,654	82,875	41,641	58,473	68,977	43,847	52,446
国庫支出金	293,377	199,057	553,189	129,965	232,149	89,606	171,297	142,893	239,225	107,187
地方債	110,598	62,970	104,174	24,033	109,551	41,594	77,144	50,660	67,053	34,143
その他	408,902	327,652	448,402	109,923	237,913	84,886	161,096	163,170	434,489	93,536
歳出(百万円、R4決算)	1,419,456	946,555	1,906,783	454,092	963,856	375,818	705,188	601,495	1,124,508	403,175
義務的経費	782,722	497,120	1,154,345	276,872	537,854	214,461	392,257	338,104	524,853	236,885
人件費	270,632	160,787	305,258	87,578	183,511	80,339	140,083	109,230	145,758	85,793
扶助費	383,120	245,057	655,387	150,597	247,739	96,871	181,465	160,815	275,326	115,531
公債費	128,970	91,275	193,700	38,696	106,604	37,251	70,708	68,059	103,770	35,562
投資的経費	125,039	65,470	213,531	31,497	116,878	50,039	82,763	55,029	88,412	44,863
うち普通建設事業費	125,039	65,156	213,481	31,459	116,840	50,039	77,438	54,825	87,666	42,071
その他	511,695	383,965	538,907	145,723	309,124	111,319	230,169	208,361	511,243	121,427
財政力指数	0.98	0.81	0.92	0.78	0.77	0.76	0.80	0.70	0.88	0.70
経常収支比率(%)	97.8	99.2	92.4	102.4	97.1	89.3	98.2	99.3	93.6	93.0
実質公債費比率(%)	6.8	11.9	1.3	6.0	4.8	5.3	9.8	10.4	8.4	5.4
将来負担比率(%)	88.6	148.6	-	-	60.9	-	164.8	147.2	74.3	102.2
ラスパイレース指数	98.9	99.0	97.1	100.1	100.3	100.8	99.9	101.7	101.7	100.0

※ 財政指標については、いずれも令和4年度決算数値。

※ 将来負担比率: 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「-」を表示

特別区基礎データ①

	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区
人口(人、R2国勢調査)	66,680	169,179	260,486	349,385	240,069	211,444	272,085	524,310	422,488	288,088	748,081	943,664
15歳未満(%)	13.5%	13.6%	13.3%	8.4%	11.7%	8.8%	10.3%	12.7%	11.1%	11.0%	10.3%	11.6%
15歳以上64歳以下(%)	70.2%	71.7%	69.9%	72.2%	69.6%	68.3%	67.6%	66.0%	69.0%	69.5%	67.3%	68.1%
65歳以上(%)	16.4%	14.6%	16.7%	19.4%	18.7%	22.9%	22.1%	21.3%	19.8%	19.5%	22.4%	20.3%
面積(km ² 、R2国勢調査)	12	10	20	18	11	10	14	43	23	15	62	58
歳入(百万円、R4決算)	68,549	140,317	183,992	176,790	137,802	124,386	141,796	240,885	195,518	131,735	305,342	395,149
地方税	22,504	35,640	96,964	53,939	38,575	25,510	27,947	59,092	56,654	49,323	79,559	133,416
地方交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	5,567	22,827	23,892	40,238	20,922	26,298	32,232	50,143	32,076	25,722	67,499	79,291
地方債	0	4,754	0	1,340	2,500	590	1,096	1,387	1,815	163	1,714	2,940
その他	40,478	77,097	63,136	81,273	75,805	71,989	80,522	130,262	104,974	56,527	156,570	179,502
歳出(百万円、R4決算)	66,236	134,823	172,048	172,139	132,021	116,401	135,846	232,505	188,940	123,597	301,312	375,041
義務的経費	22,265	38,863	53,556	86,880	48,827	57,898	66,443	104,059	74,803	55,373	154,492	182,370
人件費	11,523	16,206	20,259	26,845	21,532	17,847	18,152	26,077	25,402	20,763	39,997	55,588
扶助費	10,726	21,451	33,178	57,689	26,713	38,590	45,441	75,854	48,292	33,106	112,610	115,351
公債費	15	1,206	120	2,346	582	1,461	2,850	2,127	1,109	1,505	1,885	11,431
投資的経費	8,461	42,698	32,490	9,815	17,271	5,735	11,115	18,109	30,952	7,641	25,753	31,781
うち普通建設事業費	8,461	42,698	32,490	9,815	17,271	5,735	11,115	18,109	30,952	7,641	25,753	31,781
その他	35,510	53,262	86,001	75,444	65,923	52,768	58,287	110,337	83,186	60,582	121,066	160,890
財政力指数	0.87	0.66	1.20	0.67	0.63	0.49	0.42	0.50	0.57	0.74	0.55	0.70
経常収支比率(%)	74.2	64.6	67.6	80.4	78.6	83.7	77.7	74.7	74.8	77.9	80.0	79.0
実質公債費比率(%)	△ 0.9	0.6	△ 2.0	△ 2.9	△ 4.1	△ 2.6	△ 1.0	△ 3.3	△ 4.2	△ 4.0	△ 2.6	△ 3.0
将来負担比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラスパイレス指数	99.2	101.1	98.8	98.4	99.6	98.0	98.3	98.5	99.1	99.2	100.4	99.8

※ 財政指標については、いずれもR4決算数値。

※ 特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出。

特別区基礎データ②

	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区
人口(人、R2国勢調査)	243,883	344,880	591,108	301,599	355,213	217,475	584,483	752,608	695,043	453,093	697,932
15歳未満(%)	9.4%	8.5%	10.0%	8.8%	10.3%	11.3%	10.3%	11.4%	10.9%	11.4%	12.4%
15歳以上64歳以下(%)	72.0%	71.4%	69.0%	71.6%	65.0%	65.5%	66.4%	66.5%	63.6%	63.6%	66.3%
65歳以上(%)	18.6%	20.1%	21.1%	19.6%	24.8%	23.2%	23.4%	22.1%	25.5%	25.1%	21.3%
面積(km ² 、R2国勢調査)	15	16	34	13	21	10	32	48	53	35	50
歳入(百万円、R4決算)	134,926	169,442	234,567	149,301	184,808	114,037	262,602	318,828	340,841	250,981	343,431
地方税	61,229	38,154	69,573	35,839	32,655	19,424	49,956	71,511	53,545	36,655	58,640
地方交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	20,678	37,221	47,085	33,857	38,683	24,200	64,473	68,936	85,694	52,492	78,368
地方債	0	1,531	2,026	479	2,836	505	1,199	4,020	0	232	93
その他	53,019	92,537	115,883	79,127	110,634	69,908	146,974	174,361	201,601	161,602	206,330
歳出(百万円、R4決算)	121,400	162,276	221,710	144,701	175,889	108,866	251,505	309,119	326,844	239,189	317,060
義務的経費	45,496	72,197	108,828	67,738	84,080	55,126	132,108	163,965	165,969	110,171	146,428
人件費	18,287	20,145	36,252	23,412	24,812	18,264	32,700	44,065	37,649	29,149	37,553
扶助費	26,494	50,459	70,020	41,223	55,577	35,063	96,840	114,448	124,996	79,489	108,868
公債費	715	1,593	2,556	3,104	3,691	1,799	2,568	5,452	3,323	1,533	8
投資的経費	11,742	23,182	14,734	17,020	14,995	9,247	16,280	26,214	37,339	27,898	34,783
うち普通建設事業費	11,742	23,182	14,734	17,020	14,995	9,247	16,280	26,214	37,339	27,898	34,783
その他	64,162	66,897	98,148	59,943	76,814	44,493	103,117	118,940	123,537	101,120	135,849
財政力指数	0.97	0.50	0.61	0.54	0.40	0.35	0.44	0.47	0.38	0.35	0.40
経常収支比率(%)	70.5	70.4	79.8	80.6	80.8	81.3	77.4	81.7	75.9	77.0	71.7
実質公債費比率(%)	△ 3.8	△ 4.1	△ 5.0	△ 1.4	△ 2.5	△ 0.4	△ 4.1	△ 2.5	△ 3.8	△ 1.1	△ 5.6
将来負担比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラスパイルズ指数	98.3	99.6	99.0	98.8	97.6	96.1	98.2	99.7	99.3	98.3	97.8

※ 財政指標については、いずれもR4決算数値。

※ 特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出。

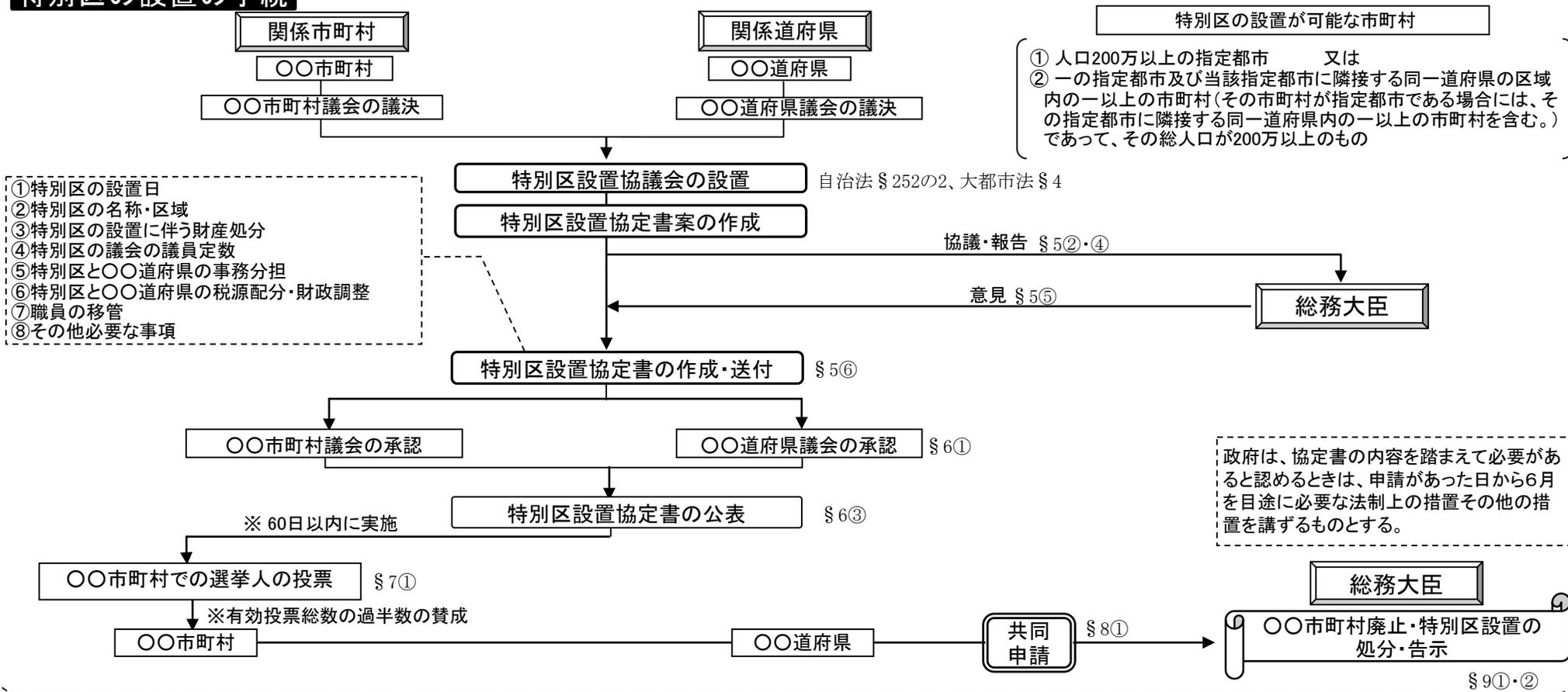
大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)の概要 (※)

※議員立法として7会派(自民、公明、民主、生活・きづな、みんな、国民、改会)から共同提案され、平成24年8月に成立

目的 §1

○ この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

特別区の設置の手続



特別区を包括する道府県に対する法令の適用 §10

○ 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

第30次地制調答申【抜粋】（特別市(仮称)関係)

■「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)

第3 新たな大都市制度

2 特別市(仮称)

(1)特別市(仮称)を検討する意義

特別市(仮称)は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

(2)特別市(仮称)についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市(仮称)については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市(仮称)について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

また、特別市(仮称)は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市(仮称)の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

さらに、特別市(仮称)は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

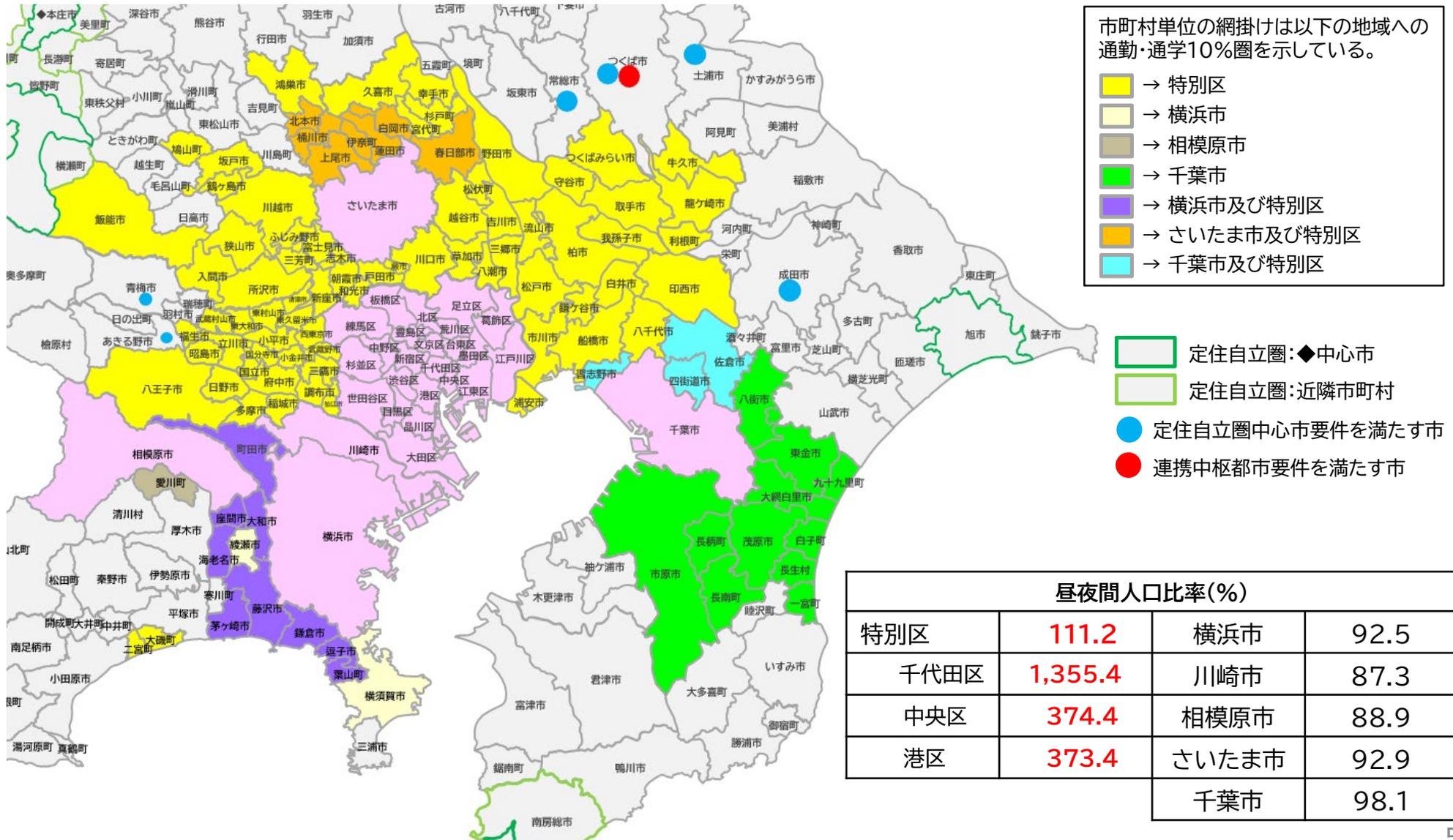
なお、現在の全ての指定都市を特別市(仮称)制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。

(3)当面の対応

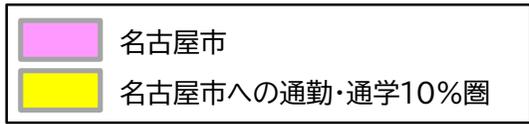
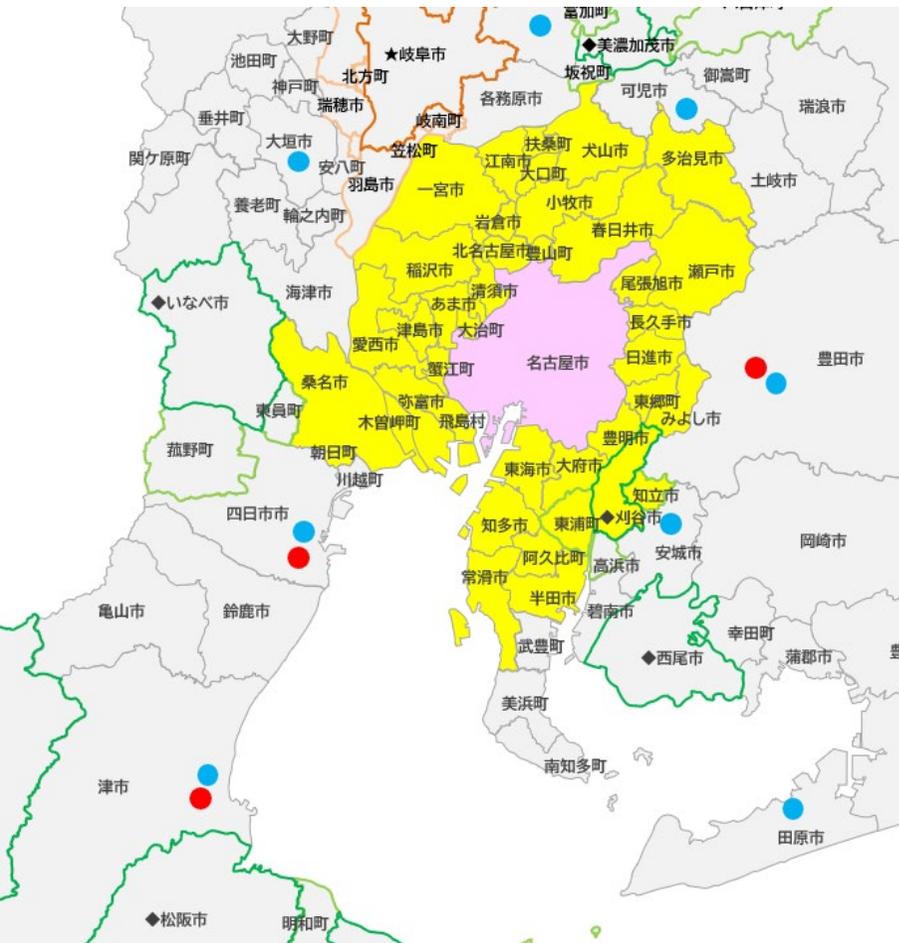
まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市(仮称)に近づけることを目指すこととし、特別市(仮称)という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

三大都市圏における面的な広がり(東京圏)

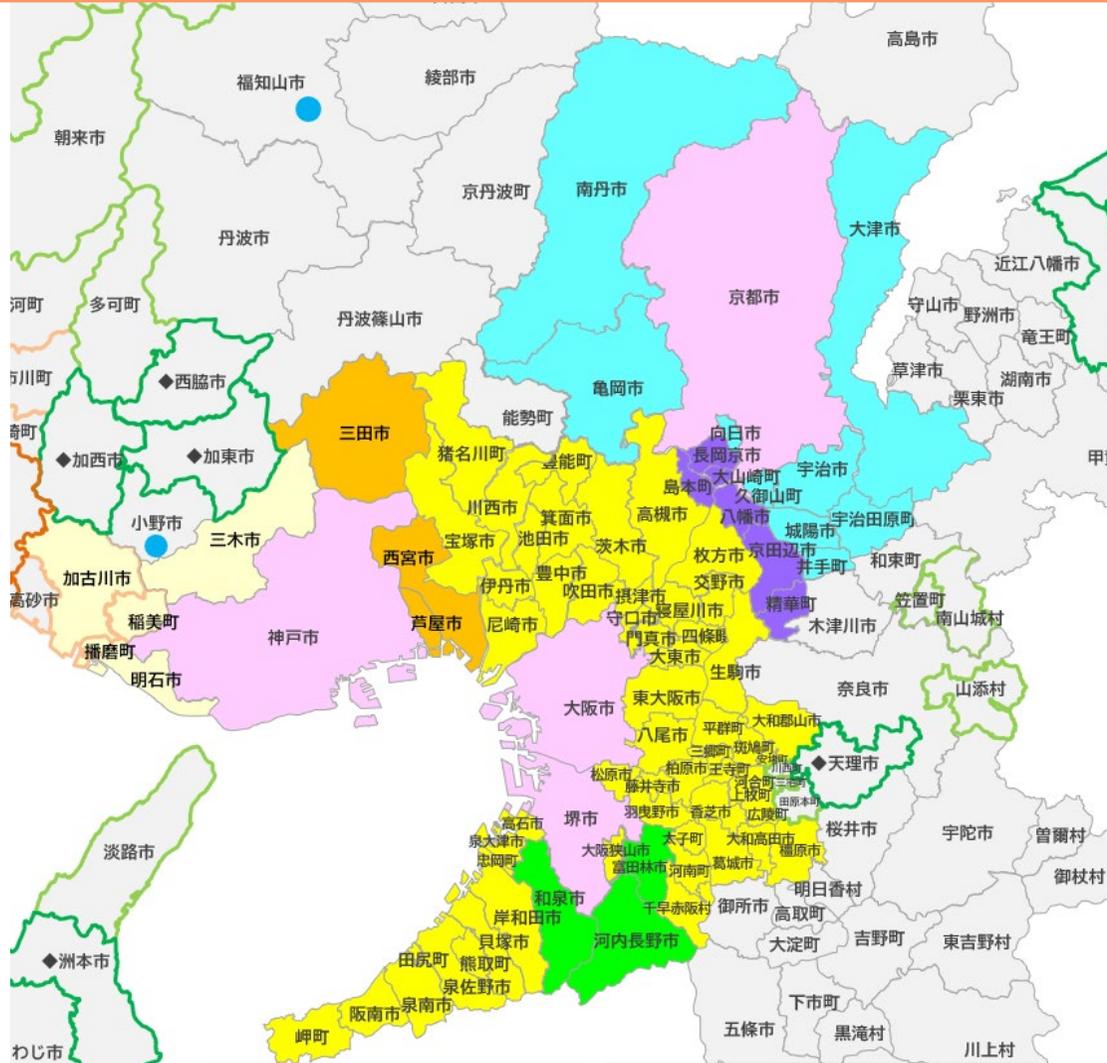
○ 三大都市圏は、**通勤・通学10%圏が都府県境を越えて広がっており**、とりわけ**東京圏の面的な広がり**は突出。都心3区を中心に**特別区の昼夜間人口比率は非常に高い数値**となっている。



三大都市圏における面的な広がり(名古屋圏・関西圏)



昼夜間人口比率(%)	
名古屋市	111.2



昼夜間人口比率(%)	
大阪市	128.4
堺市	94.1
京都市	108.4
神戸市	102.3

共同処理制度について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(R5.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数:467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:348件(74.5%)、その他:119件(25.5%)
	協議会 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数:227件 ○主な事務:消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画22件(9.7%)
	機関等の共同設置 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数:445件 ○主な事務:介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)
	事務の委託 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数:6,815件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)
	事務の代替執行 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数:3件 ○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数:1,392件 ○主な事務:ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)、消防・救急各267件(19.2%)
	広域連合 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数:117件 ○主な事務:後期高齢者医療52件(44.4%)、介護区分認定審査45件(38.5%)、障害区分認定審査30件(25.6%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

多様な広域連携の推進

- ・ **2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えるためには、地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。**
- ・ **市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。**

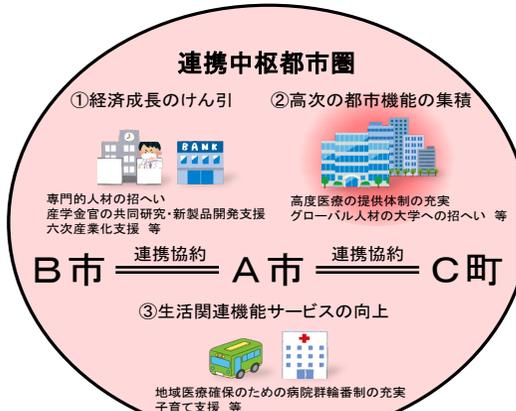
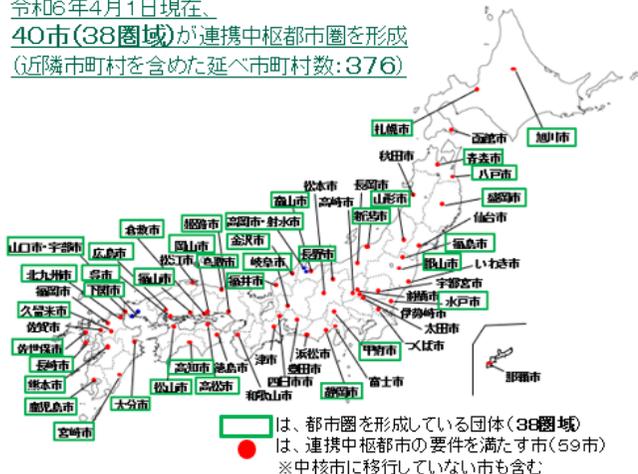
連携中枢都市圏等の取組の深化

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラ等の共同活用による生活機能の確保など、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させることが必要

連携中枢都市圏

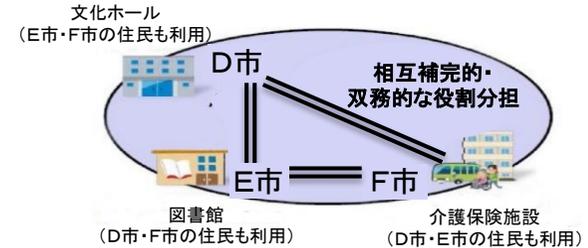
- **中心市要件**
①指定都市又は中核市 ②昼夜間人口比率おおむね1以上 ③原則三大都市圏以外
- **連携中枢都市圏形成のための手続き**
①連携中枢都市宣言 ②連携協約の締結(連携中枢都市と連携市町村、それぞれにおいて締結) ③都市圏ビジョンの策定
- **主な財政措置**
(1)連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対し普通交付税措置(圏域人口に応じて算定/例:圏域人口75万で約2億円)
・「生活関連機能サービスの向上」の取組に対し特別交付税措置(措置率0.8。上限あり(1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して設定))
(2)連携市町村の取組に対する特別交付税措置
措置率0.8(1市町村当たり年間1,800万円を上限)

令和6年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:376)



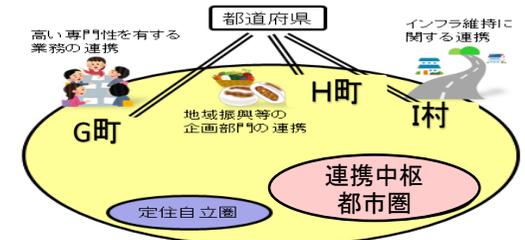
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



自治体アンケートの質問項目

<指定都市・道府県>

1. 指定都市・道府県間の協議・調整

- 1-1 指定都市都道府県調整会議で協議・調整を行っている行政課題として、どのようなものがありますか。
- 1-2 指定都市都道府県調整会議で協議・調整を行ったことにより、一定の成果が得られた行政課題があれば、その内容を記載してください。
- 1-3 指定都市都道府県調整会議の開催実績がない、又は開催が低調な場合には、その要因を記載してください。
- 1-4 1-3で回答したもののほか、指定都市都道府県調整会議で協議・調整を行うにあたっての制度・運用面での支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 1-5 指定都市都道府県調整会議以外の枠組・方法で協議・調整を行っている行政課題があれば、その課題及び枠組・方法の内容を記載してください。
- 1-6 1-5で挙げた協議・調整を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 1-7 指定都市・道府県間で協議・調整を行うことが望ましいものの、協議・調整が行われていない行政課題はありますか。
- 1-8 1-7で挙げた行政課題について、協議・調整が行われていない要因を記載してください。

2. 権限移譲等

- 2-1 道府県(指定都市)が処理している事務について、道府県(指定都市)が処理することにより、当該事務に関連する指定都市(道府県)の事務の処理に当たって支障や課題が生じているものがある場合は、その内容を記載してください。
- 2-2 事務処理特例条例(地方自治法第252条の17の2)による権限移譲について【道府県のみ】
 - ① 令和元年度(平成31年度)以降で、指定都市と協議を行い、指定都市に権限が移譲された事務はありますか。
 - ② 現在、指定都市と協議中の事務はありますか。
- 2-3 更なる権限移譲が可能と考えられる道府県の事務はありますか。

3. 広域的に対応すべき課題への対応

- 3-1 市町村間の連携・協力について、各行政分野(消防・防災、子育て・教育、介護・高齢者福祉、インフラ整備・管理、その他)ごとに、以下について回答してください。(連携中枢都市圏の取組については回答不要)【指定都市のみ回答】
 - ① 周辺の市町村と連携・協力することでより効果的に対応することができると思われる行政課題(例:災害時の広域避難、保育施設の相互利用)はありますか。
 - ② ①で挙げた行政課題について、実際に周辺の市町村とどのような連携・協力を行っていますか。以下の類型に分類して、記載してください。(ア)指定都市が、周辺市町村の事務を補完的に実施する性格を有しているもの (イ)指定都市が、周辺市町村と水平的・双務的に連携・協力を行っているもの
 - ③ 連携・協力を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 3-2 都府県の区域を超える広域的な単位(三大都市圏)での取組について、以下について回答してください。【三大都市圏に所在する指定都市及び当該指定都市を包括する府県のみ回答】
 - ① 大都市圏で取り組むことでより効果的に対応することができると思われる行政課題はありますか。
 - ② ①で挙げた行政課題について、実際にどのような取組を行っていますか。
 - ③ 取組を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。

4. 民間企業・団体との連携【指定都市のみ】

民間企業・団体と連携して、周辺の市町村とともに自団体の区域を超えた広域的な取組(例:鉄道会社との連携を通じて沿線の自治体とともに防災訓練を実施、NPO法人と連携して災害時に流域の自治体とともにドローンを活用)を行っている場合は、具体的な取組内容を記載してください。

5. その他の課題

1~4で回答したもののほか、大都市(圏)に特有・顕著と考えられる行政課題があれば、その内容や考えられる対応方法などについて、自由に記載してください。

<特別区・都>

1. 特別区・都間の連携・調整

- 1-1 都区協議会で協議・調整を行っている行政課題として、どのようなものがありますか。
- 1-2 都区協議会で協議・調整を行うにあたっての制度・運用面での支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 1-3 都区協議会以外の枠組・方法で協議・調整を行っている行政課題があれば、その課題及び枠組・方法の内容を記載してください。
- 1-4 1-3で挙げた協議・調整を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 1-5 特別区・都間で協議・調整を行うことが望ましいものの、協議・調整が行われていない行政課題はありますか。
- 1-6 1-5で挙げた行政課題について、協議・調整が行われていない要因を記載してください。

2. 権限移譲等

- 2-1 事務処理特例条例(地方自治法第252条の17の2)による権限移譲について【都のみ】
 - ① 令和元年度(平成31年度)以降で、特別区と協議を行い、特別区に権限が移譲された事務はありますか。
 - ② 現在、特別区と協議中の事務はありますか。
- 2-2 更なる権限移譲が可能と考えられる都の事務はありますか。
- 2-3 現在、特別区が処理しているものの、都が処理することが望ましいと考えられる事務はありますか。

3. 広域的に対応すべき課題への対応

- 3-1 市区間の連携・協力について、各行政分野(消防・防災、子育て・教育、介護・高齢者福祉、インフラ整備・管理、その他)ごとに、以下について回答してください。【特別区のみ】
 - ① 周辺の市区と連携・協力することでより効果的に対応することができると思われる行政課題はありますか。(例:災害時の広域避難、保育施設の相互利用)
 - ② ①で挙げた行政課題について、実際に周辺の市区とどのような連携・協力を行っていますか。
 - ③ 連携・協力を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。
- 3-2 都府県の区域を超える広域的な単位(東京圏)での取組について、以下について回答してください。
 - ① 東京圏で取り組むことでより効果的に対応することができると思われる行政課題はありますか。
 - ② ①で挙げた行政課題について、実際にどのような取組を行っていますか。
 - ③ 取組を行うにあたっての支障や課題がある場合には、その内容を記載してください。

4. 民間企業・団体との連携【特別区のみ】

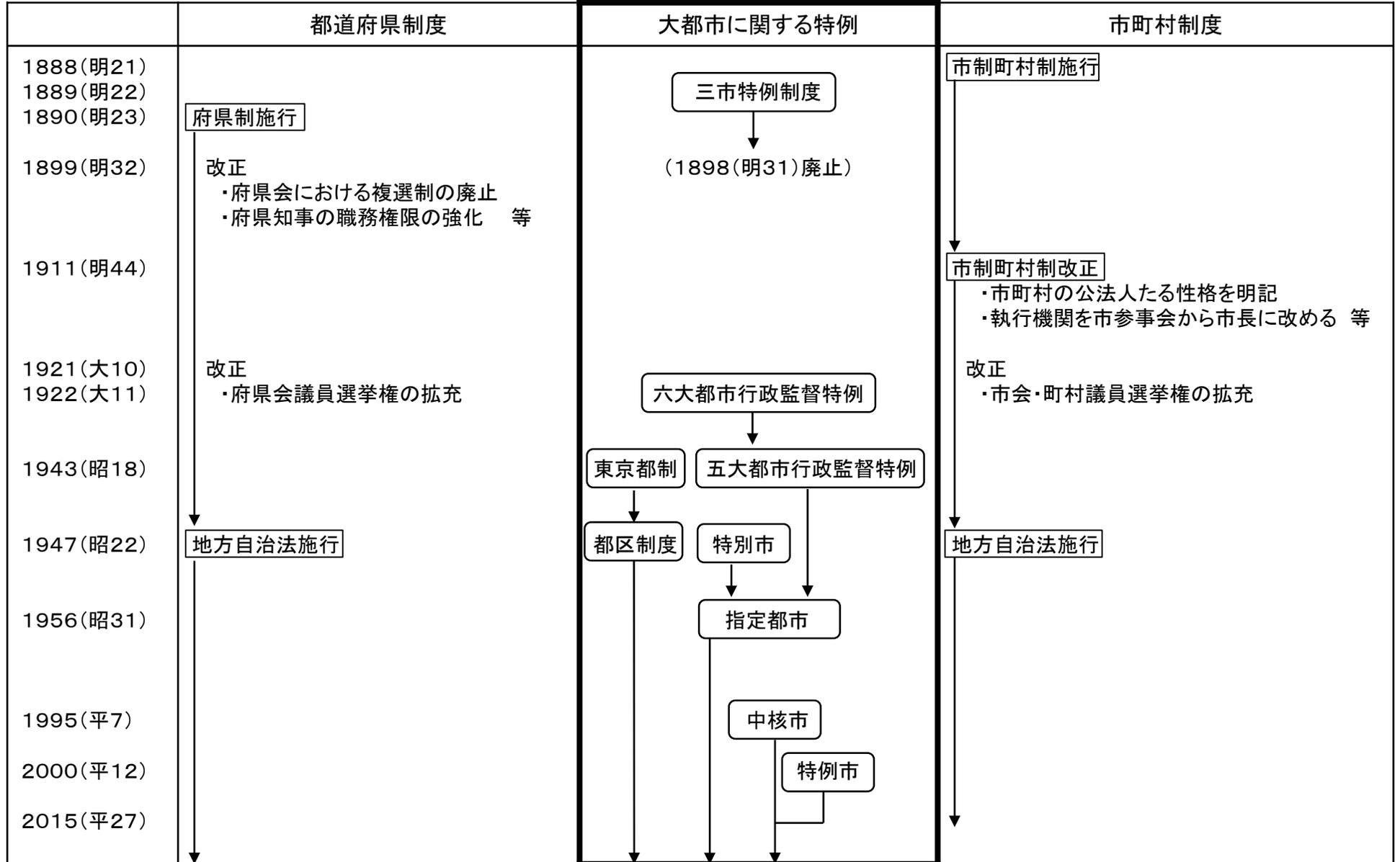
民間企業・団体と連携して、周辺の市区とともに自団体の区域を超えた広域的な取組(例:鉄道会社との連携を通じて沿線の自治体とともに防災訓練を実施、NPO法人と連携して災害時に流域の自治体とともにドローンを活用)を行っている場合は、具体的な取組内容を記載してください。

5. その他の課題

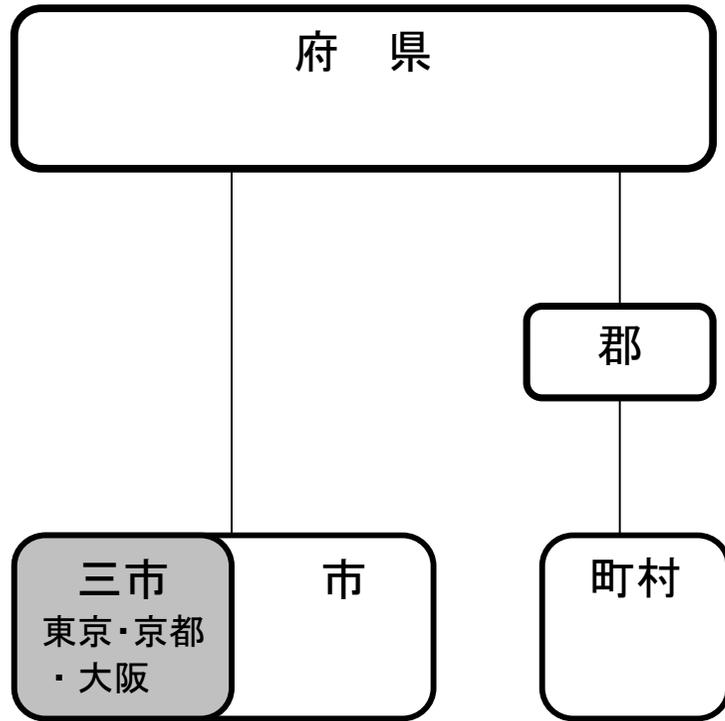
1~4で回答したもののほか、特別区の区域又は東京圏に特有・顕著と考えられる行政課題があれば、その内容や考えられる対応方法などについて、自由に記載してください。

※「大都市(圏)における行政課題に関するアンケート」として、20指定都市、23特別区及びこれらを含む16都道府県を対象に実施(令和6年11月)。

大都市に関する制度の沿革



三市特例(1889(明治22)~1898(明治31))



三市特例の特徴

対象となる市	法律で3市を規定
府県との関係	府に包括される
特例の内容	執行機関の特例 <ul style="list-style-type: none">・市長・助役を置かず、その職務は府知事・書記官※が行う・収入役・書記その他の附属員も置かず、その職務は府庁の官吏が行う・市参事会は府知事・書記官及び府の名誉職参事会員※で構成する

※「書記官」

- ・各府県に置かれる官吏（2名、部長を兼ねる）
- ・知事に事故あるときには上席書記官が知事の職務を代理

「名誉職参事会員」

- ・郡部議員、市部議員がそれぞれ4名ずつを互選

根拠法：「市制中東京市京都市大阪市ニ特例ヲ設クルノ件」

六大都市行政監督特例※(1922(大正11)~1956(昭和31))

※昭和18年より「五大都市」(東京市は廃止され、東京都に)

府 県

六大都市

東京・大阪・
名古屋・京都・
神戸・横浜

市

町村

六大都市行政監督特例の特徴

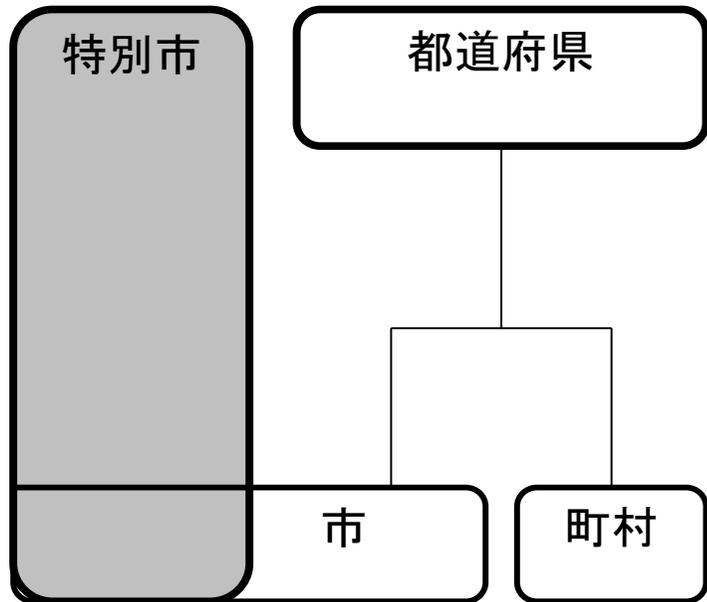
対象となる市	法律で6市(5市)を規定
府県との関係	府県に包括される
特例の内容	監督の特例 ・市の公共事務(団体事務)と市又は市長に属する国の事務(委任事務)について、府県知事の許可・認可が不要とされる等の特例が設けられる

(参考)

- ・許可・認可等が不要とされるもの(例)
 - ・市役所の位置、区の名称、区役所の位置の制定・変更
 - ・議員・助役の定数
 - ・手数料・使用料の制定・変更
 - ・条例の廃止
 - ・不均一課税
 - ・選挙法、道路法、河川法、運河法、家畜市場法、電気事業法における市長の行為に対する知事の認可

根拠法:「六大都市行政監督ニ関スル法律」

特別市(1947(昭和22)~1956(昭和31))



根拠法：「地方自治法」(第264条)

特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で指定するもの※1
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	法律の適用関係の特例 ・法律に特別の定め※2があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用 組織の特例 ・区の設定 ・区は法人格を有しない ・区長は公選 ・区に議会は置かれない

※1 指定されることなく、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)

※2 「特別の定め」

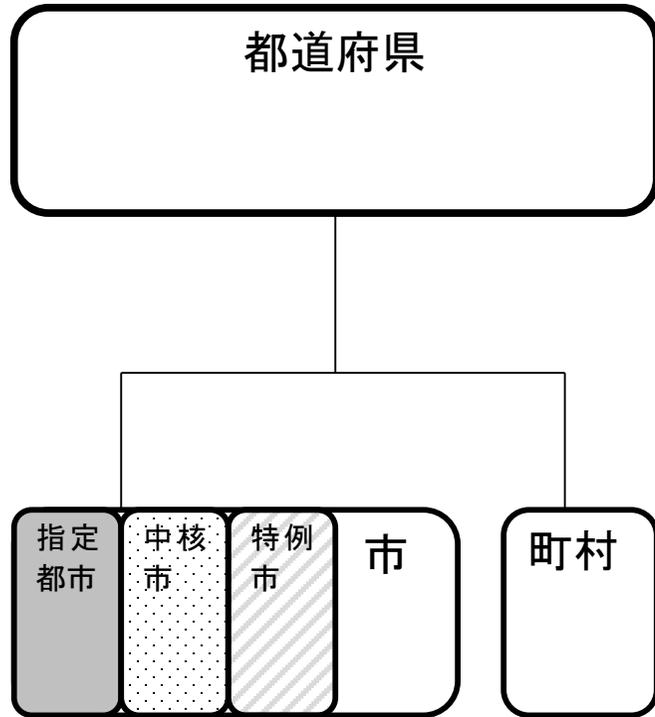
- ・議会の議員の定数に関する規定
- ・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

指定都市 ・ 中核市 ・ 特例市

(1956(昭和31)～)

(1995(平成7)～)

(2000(平成12)～)※2015(平成27)～施行時特例市



指定都市の特徴

対象となる市	人口 50 万以上の市のうちから政令で指定
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が処理する事務のうち、 ・ 民生行政に関する事務 ・ 保健衛生行政に関する事務 ・ 都市計画に関する事務 <p>などの一部を指定都市が処理</p> <p>関与の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされる <p>組織の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の設置等 <p>財政上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市の特別の行政需要を考慮 ・ 普通交付税の態容補正 ・ 地方譲与税等の割増 ・ 宝くじの発行が可能 など

根拠法：「地方自治法」(第252条の19)

中核市の特徴

特例市の特徴

廃止 (平成 27 年 4 月 1 日に施行時特例市に移行)

対象となる市	人口 30 万以上の市の申請に基づき政令で指定(※1) 人口 20 万以上の市に変更(※2)
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することがより効率的な事務などを除き、中核市が処理(除外される事務) ・ 道路法に関する事務 ・ 児童相談所の設置 など <p>関与の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として関与の特例はない <p>ただし、福祉に関する事務については指定都市と同様の特例あり</p> <p>財政上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通交付税の態容補正

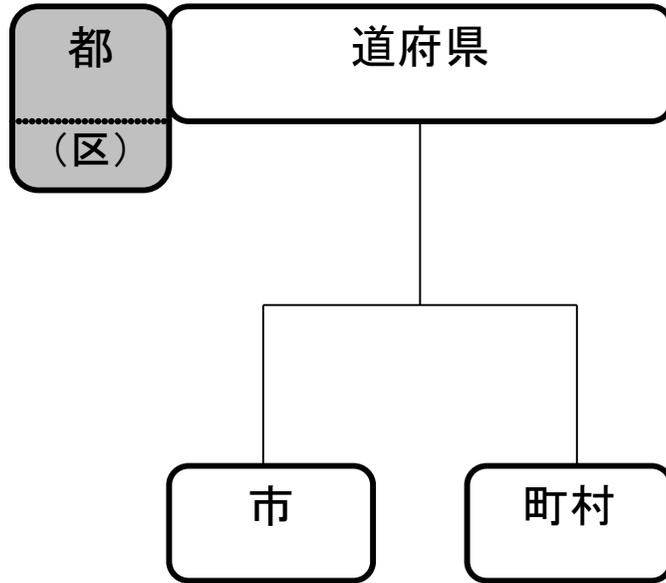
対象となる市	人口 20 万以上の市の申請に基づき政令で指定
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することがより効率的な事務などを除き、特例市が処理(除外される事務) ・ 民生行政に関する事務 ・ 保健所の設置 など <p>関与の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、関与の特例はない <p>財政上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通交付税の態容補正

根拠法：「地方自治法」(第 252 条の 26 の 3)

※1 平成 11 年、昼夜間人口比率要件を廃止。
 平成 14 年、50 万以上の市について面積要件を廃止。
 平成 18 年、50 万未満の市についても面積要件を廃止。
 ※2 平成 27 年、人口 30 万から人口 20 万に要件を変更。

根拠法：「地方自治法」(第 252 条の 22)

東京都制(1943(昭和18)~1947(昭和22))



根拠法：「東京都制」

東京都制の特徴

特例の内容

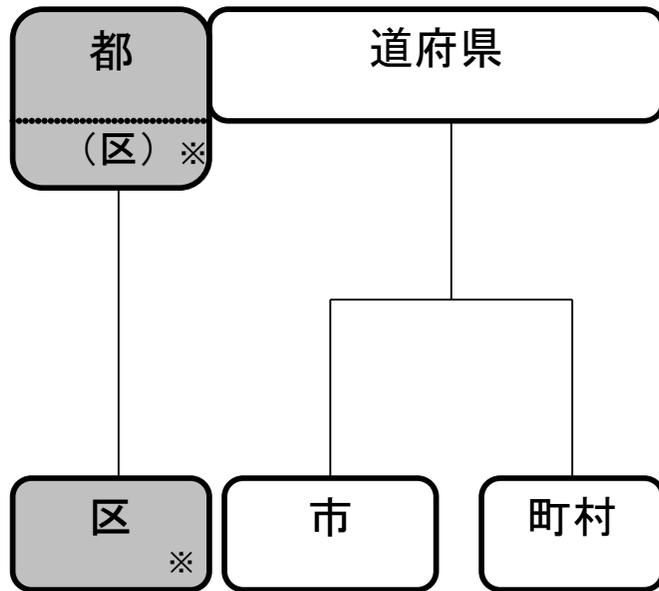
事務配分の特例

- ・従来の東京府及び東京市の機能を併せ待つ

組織の特例

- ・都の長は長官とする
- ・都議会議員の定数は100人に増員
- ・都の下級組織として区を置く
 - ・区は法人格を有する
 - ・区に議会が置かれる（区会議員は公選）
 - ・区長は知事による任命制（昭和21年廃止→公選）
 - ・区に課税権・起債権なし（昭和21年廃止）
 - ・区に条例・規則制定権なし（昭和21年廃止）

都区制度(1947(昭和22)~)



※区は平成10年地方自治法改正により「基礎的な地方公共団体」と規定された

根拠法：「地方自治法」(第281条)

都区制度の特徴

特例の内容

事務配分の特例

- ・ 都は都道府県が処理する事務のほか
 - ・ 特別区に関する連絡調整に関する事務
 - ・ 市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務(例：消防、上下水道)
- ・ 一般廃棄物の処理の事務を都から区に移管(平成10年)

を処理

組織の特例

- ・ 都区協議会の設置
- ・ 議会の議員の定数
- ・ 区長は公選制→昭和27年より任命制(区議会が都知事の同意を得て選任)→昭和49年より公選制復活

財政上の特例

- ・ 都区財政調整制度、市町村民税(法人分)・固定資産税・特別土地保有税は都が課税 など

地制調答申における大都市の現状・課題の分析とその対応について①

第30次地制調

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（H25.6）

三大都市圏の抱える課題

- ✓ これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、**三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要**である。また、**高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応**や、独居老人や老老介護の問題など、**家族やコミュニティの機能の低下への対応**も必要になる。一方で、人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率を回復することが必要である。三大都市圏には若い世代が比較的多いことを踏まえると、**三大都市圏は少子化対策においても果たすべき役割が大きい**。
- ✓ 三大都市圏においては、**人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化**している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、**住民自治を拡充していくことが重要**である。
- ✓ 高度経済成長期に整備した社会資本が一齐に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、**社会資本整備のあり方の見直し**も問われている。東日本大震災を教訓として、人口・産業が集中している三大都市圏においては、**大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策を講じていくことも必要**である。

制度改革等の必要性

- ✓ **大都市等における効率的・効果的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくり**について、地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、その解決方策を示すことが必要である。

現行の大都市等に係る制度の見直し

- ✓ 指定都市：**「二重行政」の解消、「都市内分権」による住民自治の強化** H26地方自治法改正、第4次分権一括法で対応
- ✓ 都区制度：都から特別区への**更なる事務移譲**（例：児童相談所）について検討
社会経済情勢の変化を踏まえた**特別区の区域の見直し**についても検討することが必要 等

新たな大都市制度（特別市(仮称)）

- ✓ まずは、都道府県から指定都市への**事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づける**こととし、特別市(仮称)という新たな大都市の Kategorie を創設する場合の**様々な課題**については、引き続き検討

地制調答申における大都市の現状・課題の分析とその対応について②

第3 1次地制調

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（H28.3）

基本的な認識

- ✓ 三大都市圏は、国際競争が激化する中で、**日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要**がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る**急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増**することが予想される。加えて、人口急増期に集中的に整備した**公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える**ことが予想される。
- ✓ しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、**三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある**。

対応の方向性

（市町村間の広域連携）

- ✓ 三大都市圏は、**地方圏よりも交通機関が発達**しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、**他の市町村と相互補完関係を築きやすい**。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、**市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべき**である。
- ✓ 三大都市圏は、**規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在**するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、**水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用**である。
- ✓ 人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、**三大都市圏の都道府県は、市町村に対し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべき**である。

「新たな広域連携促進事業」等により、公共施設の相互利用や消防・防災等の分野において、三大都市圏における広域連携の取組を促進

（都道府県の区域を越えた広域的な課題）

- ✓ 現在、**九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組み**が存在するが、これらの枠組みも活用しながら、**三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべき**である。

地制調答申における大都市の現状・課題の分析とその対応について③

第3 2次地制調 2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(R2.6)

現状と課題

- ✓ 特に、**三大都市圏については、面積が狭い都市が多く、交通機関が発達し、市街地も連坦していることから、他の都市と相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用**であると考えられるが、相当の人口集積があり、また、現時点では必ずしも75歳以上人口の増加や15～74歳人口の減少が深刻化しておらず、資源制約による課題が顕在化していないこと等から、このような**広域連携が十分に進んでいるとは言いがたい**。
- ✓ 通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が都道府県の区域を越えて広がる東京圏をはじめとする大都市圏では、**高齢者数の急速な増加に伴う医療・介護サービスの確保や震災等の課題に、関係する都道府県が広域的な観点から協調して対応することが求められる**。新型コロナウイルス感染症への対応からも、**国とも連携しながら、日常的に人の往来がある都道府県間で協力して対応を講じることの重要性が明らかになった**。

対応の方向性

(広域連携による基礎自治体の行政サービス提供)

- ✓ 三大都市圏の市町村においては、「地域の未来予測」の整理がとりわけ重要であり、これを踏まえ、**地域の実情に応じた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携の取組を自ら積極的に進める必要がある**。国においては、先進事例の収集を重点的に実施し、**取組の横展開を促進することが重要**である。

連携中枢都市圏等の対象とならない三大都市圏等の地域においても広域連携を進めやすくするため、「地域の未来予測」(※)に基づく広域連携推進要綱を発出するとともに、特別交付税措置を創設(R4～)

(※) 客観的なデータに基づき、行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを整理したもの

(都道府県の区域を越えた広域的な課題)

- ✓ 都県の区域を越えた人口移動が大きい東京圏においては、**国との連携を図りながら、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくことが重要**であり、**広域的な課題を日常的かつ継続的に検討し、関係機関との調整を行う体制を構築していく必要がある**。関西圏においても長期間にわたる戦略的な対応が重要であり、**国との協働を進めることを含め、広域連合の取組をより深化**させていくことが期待される。

地制調答申における大都市の現状・課題の分析とその対応について④

第3次地制調

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（R5.12）

役割分担の課題

- ✓ 新型コロナ対応で見られたように、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態は、都道府県の区域をも超えて広がり、広域的な対応が求められることがある。この点は、複数の都府県が一体的に生活圏・経済圏を構成し、都府県を越えた人やモノの移動が大きい大都市圏において特に顕著である。**大都市圏においては、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、各都府県がそれぞれ対応するのではなく、圏域として一体的な対応を行うことが求められる**場合がある。
- ✓ **特に、東京圏については、九都県市首脳会議による広域的な調整の枠組みが設けられているが、他の大都市圏と比べても人口規模が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高い。**



対応の方向性

- ✓ （東京圏について）例えば、関西圏における関西広域連合のように**都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み**、あるいは、**都県等と国とが協議により調整を行う枠組み**などが考えられる。**このような仕組みは、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことが必要**である。
- ✓ また、**関西圏については、関西広域連合が広域防災や広域観光等の連携施策を講じており、新型コロナ対応における医療資機材の広域的な融通など、綿密な意思疎通に基づく取組が実を結んでいる。このような連携の取組をより深化させていくことが期待されるが、東京圏について考えられる枠組みと同様、新たに何らかの枠組みを設けることも考えられる。**